

平成 29 年度老人保健事業推進費等補助金（老人保健健康増進等事業分）

## 効果的・効率的な実地指導の方法等に関する調査研究事業

---

### 報告書

平成 30 年 3 月

---

合同会社 HAM 人・社会研究所

効果的・効率的な実地指導の方法等に関する調査研究事業 報告書

目次

〈報告書要旨〉

I 事業概要	1
II 介護保険サービス事業所等への実地指導の実態等に関するアンケート調査	2
1 都道府県・指定都市・中核市アンケート	2
調査概要	
1.1 全体集計	3
Q1 実地指導業務の効率的な実施について	
Q2 実地指導業務の実態について（業務量調査）	
Q3 実地指導の実施状況について	
Q4 実地指導等に関する意見（記述回答）	
1.2 平成 28 年度実績調査による実施率グループ別の分析	19
1.3 追加分析	33
2 一般市区（人口 10 万人以上）アンケート	44
調査概要	
1.1 全体集計	45
1.2 実施率グループ別の分析	52
III ヒアリング調査	55
IV まとめ	59

【資料編】アンケート調査票

## 〈報告書要旨〉

### 事業目的

一定水準の運営・サービス提供を維持するために重要な役割を果たす実地指導は、単に所定項目の確認にとどまらず、介護サービス事業所・施設にとって、保険者自治体から有益な情報を得、また、運営等の助言を得る機会となる。もっとも、それを担う自治体は、予算や人員配置の制約もあり、実地指導業務を効率的かつ効果的に行うことが喫緊の課題ともなっている。

そこで、各自治体において、介護保険サービスの適正かつ充実した提供に資する実地指導を行えるよう、様々な背景・環境・事情に応じた効率的かつ効果的な実地指導の方法や運営等の業務手法や考え方を提示することを目的に、実地指導の具体的な現状を把握・分析する。

### 事業内容

介護保険サービス事業所等への実地指導の実態等に関するアンケート調査・ヒアリング調査を実施した。

#### (1) 都道府県・指定都市・中核市アンケート

- ①調査目的：実地指導の具体的な実施状況および、効果的・効率的な実施に向けた課題や工夫について実態を把握し、平成 28 年度における実施率別の比較等も含めて概況を整理すること、また、効果的・効率的な実地指導のための支援策や制度的な対応に関する検討の基礎資料を得ることを目的とする。
- ②調査対象：都道府県 47、指定都市 20、中核市 48 計 115 自治体
- ③調査期間：平成 29 年 12 月 8 日～平成 30 年 1 月 9 日
- ④回答状況：96 自治体（回答率 83.5%）

#### (2) 一般市町村アンケート

- ①調査目的：一般市町村における実地指導の実施状況について実態把握を行うとともに、地域密着型サービスについての業務量調査も行い、今後の一般市町村に対する実地指導に関する支援策や都道府県等への情報提供を行うための基礎資料を得ることを目的とする。
- ②調査対象：人口 10 万人以上の一般市町村 計 215 市区
- ③調査期間：平成 29 年 12 月 19 日～平成 30 年 1 月 15 日
- ④回答状況：156 自治体（回答率 72.6%）

#### (3) ヒアリング調査

- ①実施目的：質問紙によるアンケート回答の補足の他、効果的な実地指導のあり方（実施率の向上と質の担保との関係等）、また、実地指導の効果・指標等について意見収集することを目的とする。
- ②調査対象：6 自治体（都道府県 3、指定都市 2、中核市 1）
- ③調査時期：平成 30 年 1 月から 3 月上旬

## 結果（調査結果・考察）

### (1) 調査結果

#### ①アンケート調査（都道府県・指定都市・中核市アンケートを中心に）

- ▶ 効率的な実地指導を行うため、対象事業所選定、確認項目、実施体制、実施方法の各面において、多くの取り組みや工夫が行われていた。昨年度実施率別では、必ずしも実施率の高い自治体で多くの取り組みや工夫が行われておらず、実施率の低い自治体に共通する取り組みもみられた。
- ▶ 実施率は1人あたり対象事業所数と一定程度の関係性にあり、1人あたり対象事業所数の多少により、取り組みや工夫にも差異がみられた。
- ▶ 実地指導の業務別の業務量（時間投入量）の実態は、「事前書面確認」、「運営基準に係る確認」、「報酬算定にかかる確認」、「結果整理」に多くの時間が充てられていた。昨年度実施率別では、事前・当日・事後の時間配分や「報酬算定にかかる確認」に要する時間について、実施率による3グループ間に有意な差異がみられた。
- ▶ 訪問出勤の実態では、居宅サービス事業所単独で実施されるパターンが多く、1回の訪問出勤で2事業所以上を指導するパターンは相対的に少ないことが分かった。

#### ②ヒアリング調査

- ▷ 実地指導の効率的実施については、「方針として、2～3年等に1回実施する計画を立てて遂行」、「報酬や運営などの内容によって専任者を決めて特化」、「他部署と連携は、内部のスケジュール調整が難しく、指導の効率をかえて低下」等の意見があった。
- ▷ 実地指導の質の確保について、「指導担当者の認識・スタンスの共有、知識等の平準化が重要」、「確認・指摘だけでなく、実地指導を通じた運営管理にかかる教育的側面が重要」等の意見があった。
- ▷ 実地指導の効果測定について、「指導の効果は、施設・事業所の改善といった個別的なものになる」、「管内全域の全体的な効果を測る指標等を独自に設定するのは難しい」等の意見があった。

### (2) 考察（課題）

- 実地指導にかかる時間の短縮化を図るために、確認範囲や項目等について現場の判断で重点化や簡素化することは、実地指導の質の確保の面でも、現状の体制面でも容易ではない。現状の実地指導の業務内容について、国による効率化に資するルール設定や柔軟対応の提示も検討の余地がある。
- 指導業務担当者の知識向上や平準化は重要な課題であり、今後、一般市町村において実地指導業務が多くなる点に鑑みれば、より実効性のある支援ツール等の提供など、国や都道府県等からの更なる支援が必要であろう。
- 実施率等で示される実地指導の効率性ととともに、実地指導の現場では、事業所等の適正な運営を支援するという本来的な要請もあり、両輪の課題として、ミクロの効果（個別の事業所ごとの改善効果）とマクロの効果（事業所全体の運営向上）を測定する指標を検討する必要がある。

## I 事業概要

### 1 事業名

効果的・効率的な実地指導の方法等に関する調査研究事業

### 2 事業目的

介護サービスを必要とする高齢者の増加、また、認知症高齢者の増加や在宅サービスを中心とする介護保険の仕組みの進化など、今日的な状況を背景に、実地指導の対象となる介護サービス事業者の数は一層の増加が見込まれる中、介護サービス事業者・施設が適正に運営され、質の高いサービスが効率よく提供されるためにも、介護保険制度上のルールに沿った運営・サービス提供が行われることが重要となる。

一定水準の運営・サービス提供を維持するために重要な役割を果たす実地指導は、単に所定項目の確認にとどまらず、介護サービス事業所・施設にとって、保険者自治体から有益な情報を得、また、運営等の助言を得る機会となる。もともと、それを担う自治体は、予算や人員配置の制約もあり、実地指導業務を効果的かつ効果的に行うことが喫緊の課題ともなっている。

そこで、各自治体において、介護保険サービスの適正かつ充実した提供に資する実地指導を行えるよう、様々な背景・環境・事情に応じた効果的かつ効果的な実地指導の方法や運営等の業務手法や考え方を提示することを目的に、実地指導の具体的な現状（効果的に実施している、または、実施が必ずしも進んでいない要因等の詳細）を把握・分析する。

その上で、①効果的な実施方法策（ガイドライン等のあり方の検討）、②実地指導の実効性との関係（効果測定のあるあり方）などを検討する。併せて、実地指導を行う各自治体への国としての支援等についても検討を試みる。

### 3 実施期間

平成 29 年 9 月 5 日（追加協議内示日）～ 平成 30 年 3 月 31 日

## II 介護保険サービス事業所等への実地指導の実態等に関するアンケート調査

### 1 都道府県・指定都市・中核市アンケート

〈調査実施概要〉

#### ①調査目的

実地指導の具体的な実施状況および、効果的・効率的な実施に向けた課題や工夫について実態を把握し、平成 28 年度における実施率（厚労省介護保険指導室実施調査）別の比較等も含めて概況を整理すること、また、効果的・効率的な実地指導のための支援策や制度的な対応に関する検討の基礎資料を得ることを目的とする。

#### ②調査対象

都道府県 47、指定都市 20、中核市 48 計 115 自治体

#### ③調査方法

調査票ファイルをメール添付にて配布、回収

#### ④調査項目

- i) 実地指導業務の効率的な実施について（方法や工夫）
- ii) 実地指導業務の実態について（訪問パターン別の業務量）
  - 1 居宅サービス 1 事業所
  - 2 居宅介護支援事業所
  - 3 複数の居宅サービス事業所
  - 4 施設サービスと複数の居宅サービス事業所
- iii) 実地指導の実施状況について（月次の訪問出勤回数）
- iv) 意見（記述回答）

#### ⑤調査期間

平成 29 年 12 月 8 日～平成 30 年 1 月 9 日

#### ⑥回答状況

96 自治体（回答率 83.5%） 都道府県 39 指定都市 16 中核市 41

## 1.1 全体集計結果

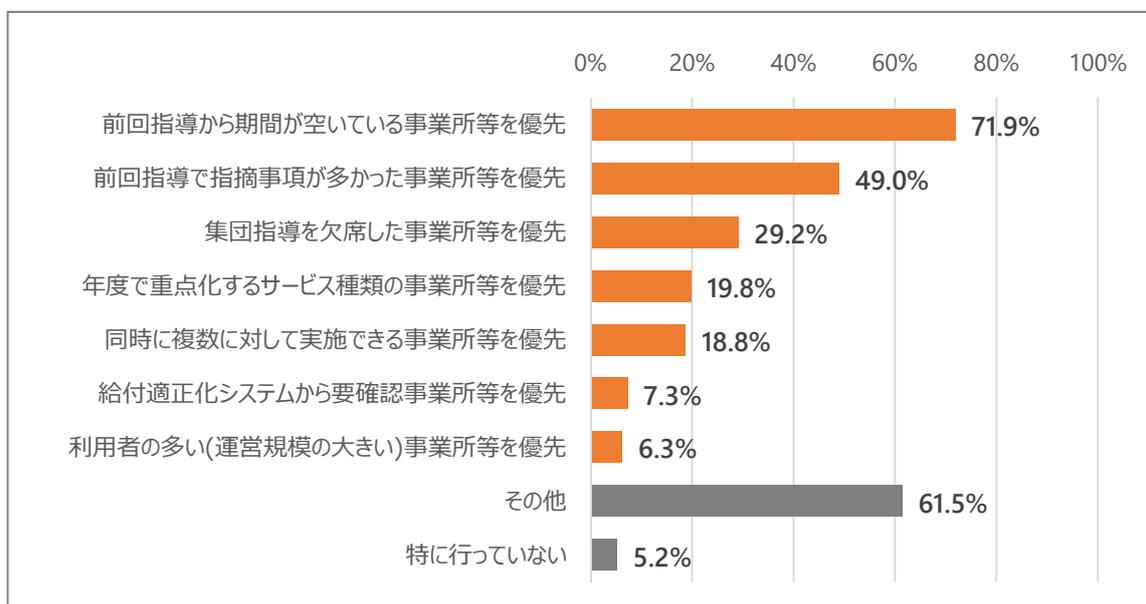
### Q1 実地指導業務の効率的な実施について（n96；複数回答）

#### (1) 実地指導の対象事業所の選定について

事業所の選定について、「前回指導から期間が空いている事業所等を優先」が 71.9%と最も多く、次いで、「前回指導で指摘事項が多かった事業所等を優先」が 49.0%、「集団指導を欠席した事業所等を優先」が 29.2%の順であった。

「その他」（61.5%）では、「新規指定から一定期間以内の事業所」、「通報や苦情があがっている事業所」、「数年に1度など定期的に実施」などの回答が多かった。

〈図表 1〉



（その他；主な回答を抜粋）

都道府県	県介護保険施設等実地指導要綱にもとづき、居宅サービス事業所は6年に1回、施設は4年に1回の頻度になるよう対象を選定して実施している。
都道府県	新規指定から1年経過した事業所
都道府県	前回の実地指導で過誤調整があった事業所等を優先している
都道府県	①総施設（事業所）数の概ね3割を対象としている。 ②通報等があり、担当課と調整の結果、実地指導の必要性が認められた場合（虐待等）
都道府県	全ての事業所等について原則として2年に1回の頻度で実施（実地指導の結果、適正な運営が確保されていると認められる事業所等は3年に1回）
都道府県	更新期間内に1度は実施するようにしている。
都道府県	保険者要望、内部告発、苦情等のあったものの中から、必要性が高いものを優先している。
都道府県	苦情や情報提供がなされた給付に疑義がある等の事業所を優先している

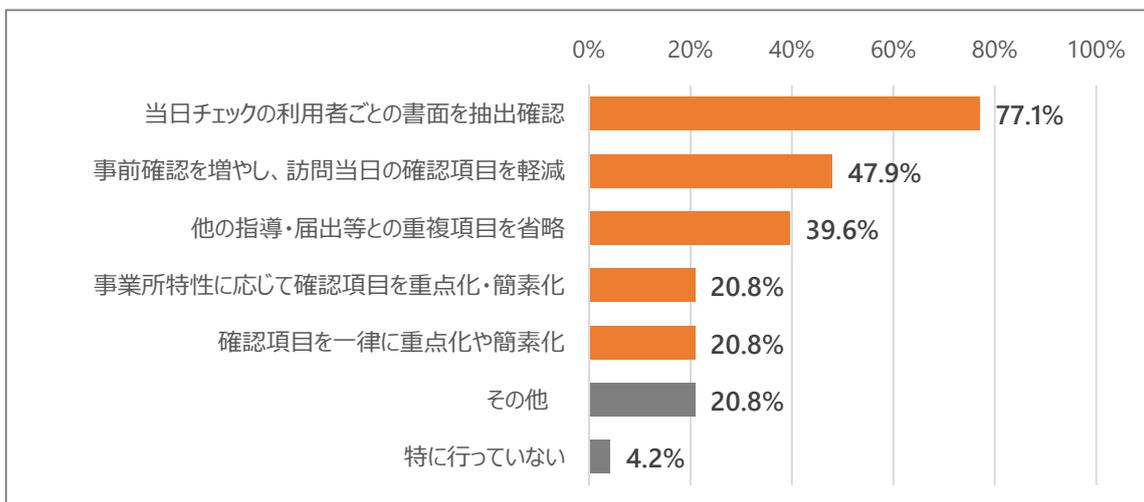
(続き)

都道府県	通報、苦情等の情報から事業運営、介護報酬の請求等に関する事項について不正又は著しい不当が疑われる事業所 チェックリストを確認した結果、実地指導を行う必要性が高いと考えられる事業者
都道府県	新規指定後、指導実績のない事業所等を優先している。 不正等の情報提供のある事業所等を優先している。
都道府県	前年度に新規指定を受けた事業所を優先している。住宅型有料老人ホームに併設している事業所を優先している
都道府県	①県で定めている基準に沿って実施を基本としている。実施した結果、文書指摘が多い、返還を求めた等の事業所を次年度再実施している。 ②新規指定の事業所、入所施設・営利法人の運営する通所介護（3年おき）、その他は4年おきに実施している。新規指定した事業所等は次年度に実施している。
指定都市	①苦情通報案件の事業所を優先している。 ②同一の住所に集中して利用者がいる訪問介護事業所、居宅介護支援事業所を優先
指定都市	●新規指定事業所に対し開設後6カ月を目途に一律実施している（居宅係） ●実施頻度を決めて実施している（施設係）
指定都市	新規指定を受けた事業所には、指定の翌年度には必ず実地指導に出向くようにしている。
中核市	【福祉系】入所施設系は2年に1回、その他の事業所は3年に1回実施。 【医療系】居宅サービスは3年に1回以上、施設系サービスは2年に1回以上行われている。 なお、集団指導を欠席した事業所は上記に拘わらず、次年度に実地指導を行っている。
中核市	苦情、相談、窓口等で疑義のあるケースを把握した場合、実地指導の対象としている
中核市	これまで実地指導を実施していない事業所等を優先している ケアプラン点検等の結果から要確認事業所等を優先している
中核市	県からの権限移譲時より未実施事業所を選択
中核市	広域型施設：4年に1回、地域密着型サービス：3年に1回、新規指定時：開設半年後に実施
中核市	事業所指定担当課と利用者、従業員等から苦情などがある事業所の情報を共有し、対象の選定に加えている。
中核市	実地指導を1回も行ったことがない事業所を優先している。
中核市	①基本的には、施設系サービスは3年に1回（特養は2年に1回）、居宅系サービスは4年に1回のサイクルでの実施。新規指定日から6か月を経過し、1年未満の事業所を対象とした予防的実地指導を計画的に実施。 ②計画外として、苦情や指定基準に係る疑義の申し立て等があった事例について、特に必要であると判断した場合は臨時的実地指導として実施している。
中核市	介護サービスにおけるケアプラン作成を重要視し、居宅介護支援事業所へ重点的指導が行えるよう優先して選定しているほか、苦情のある事業所を優先している。

(2) 実地指導の確認項目について

指導の確認項目について、「当日チェックの利用者ごとの書面を抽出確認」が 77.1%と最も多く、次いで、「事前確認を増やし訪問当日の確認項目を軽減」が 47.9%、「他の指導・届出等との重複項目を省略」が 39.6%の順であった。

〈図表 2〉



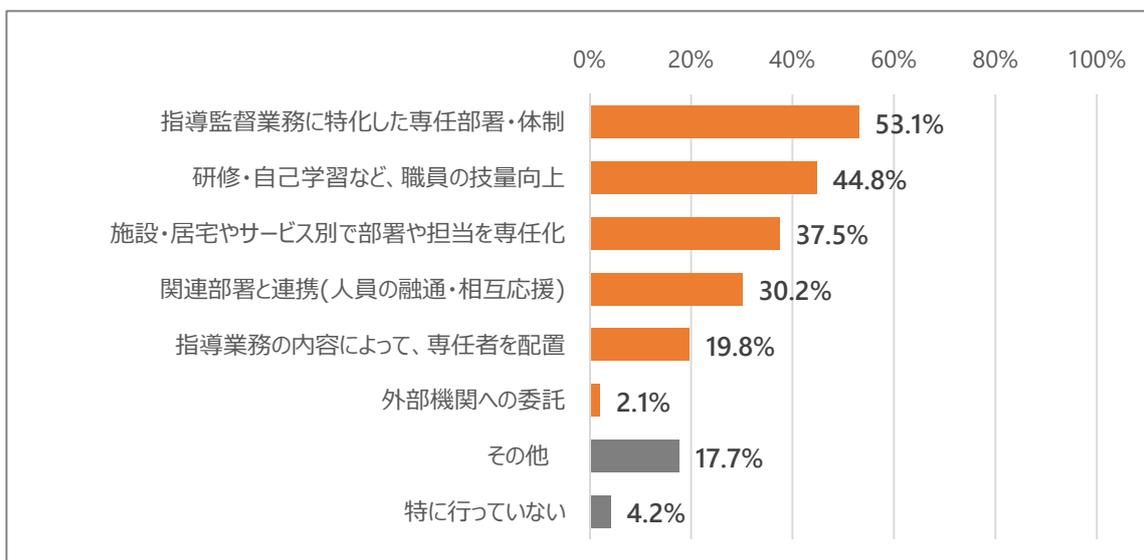
(その他；主な回答を抜粋)

都道府県	過去の指導状況等に応じて、確認事項を重点化又は簡素化している。サービスごとにチェックシートを作成し、確認項目の漏れがないようにしている。
都道府県	事前に事業所から提出された「介護保険法に基づく自己点検票」（様式は担当部署で作成）に基づき、現地で書類及び聞き取りにより確認を行っている。
都道府県	基本的にはサービスごとに作成した指導のポイント（マニュアル）に沿って確認することとしている。
指定都市	居宅、予防（総合事業）のチェックシートを一体的に作成している。
指定都市	訪問当日にチェックする利用者の給付情報を事前確認している
指定都市	サービスにあわせた確認項目を内容とするチェックシートを作成している。 特別養護老人ホームは人員・運営に関する確認項目を老人福祉法の一般監査で見ている。
指定都市	複数事業所等に実地指導等を実施する場合、重複する項目を省略する。
中核市	適正化支援ソフトより対象事業所の給付実績を出力し、確認可能な加算等を事前確認している。
中核市	①職員の勤務実態の確認は、事前に提出された 3 か月分の勤務実績表から任意の 1 か月のみをタイムカードや出勤簿等と突合させ確認している。 ②ケアプランや個別サービス計画を確認する際、レセプトにて利用状況を確認し、任意の利用者について内容を確認している。
中核市	市へ届出のある書類（運営規程や平面図）については、届出された資料で事前に不備等を確認していき、当日に実態との整合性の確認を実施している。
中核市	給付実績データを活用し、確認する加算やケアプランの点検項目などを絞り込んでいる。
中核市	指定担当課の設置許可申請書、変更届出書等を閲覧し、従業者の資格や研修記録等を事前に確認している

(3) 実地指導の実施体制について

指導の実施体制について、「指導監督業務に特化した専任部署・体制」が 53.1%と最も多く、次いで、「研修・自己学習など、職員の技量向上」が 44.8%、「施設・居宅やサービス別で部署や担当を専任化」が 37.5%の順であった。

〈図表 3〉



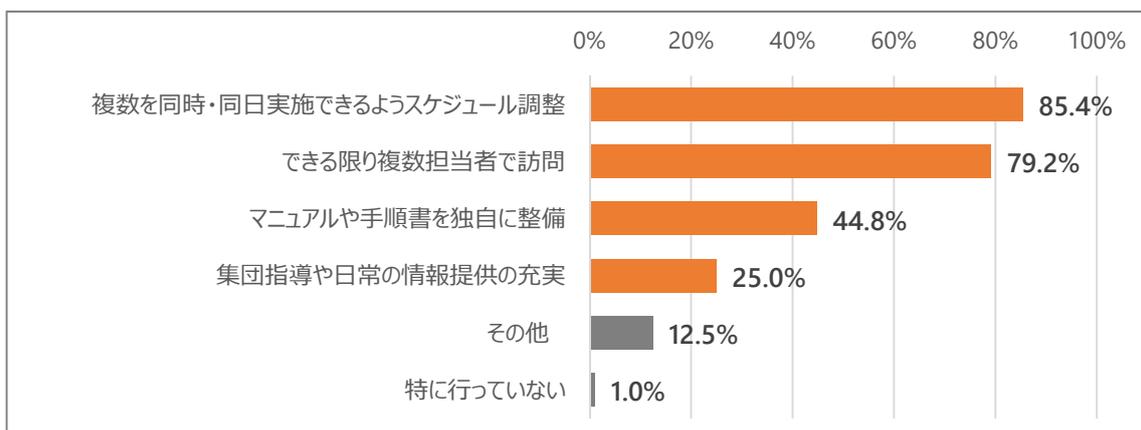
(その他 ; 主な回答を抜粋)

都道府県	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 事務部門と技術部門で担当項目を分け、複数体制で確認を行っている。</li> <li>● 施設系では確認事項が多いため、人数を増やして対応している。</li> <li>● 事務職のみならず、サービス種別に応じて保健師、管理栄養士、理学療法士等を指導職員として配置している。</li> </ul>
都道府県	介護及び障害分野の指導監督業務に特化した専門部署が中心となって行っている。
都道府県	地域密着型通所介護を所管する市との合同による実地指導を実施している
都道府県	主に施設系を本庁、居宅系を現地機関が担当している。
都道府県	県、市町合同実地指導を実施している。(分担内容は 県：各基準 市町：報酬)
都道府県	保険者と合同で実地指導を行っている。
都道府県	居宅サービスについては担当サービスを割り振っている。
都道府県	福祉系サービスについては、本庁（指導監査・援護課）で実施している。 医療系サービス及び居宅介護支援については、出先機関（県内保健所）で実施している。
指定都市	H29.10 より特定の事業種別において、委託による指導を行っている。
指定都市	居宅支援事業者とそれ以外の事業者は別々の係が、特別養護老人ホームは他課と合同で実地指導を行っている
中核市	ケアプランの確認、指導について保健師による指導を行っている。
中核市	指定担当課の職員の異動を希望している
中核市	実地指導を外部委託し、報告書を基に市職員にて是正指示内容を決定している。

(4) 実地指導の実施方法について

指導の実施方法について、「複数を同時・同日実施できるようにスケジュール調整」が 85.4%と最も多く、次いで、「できる限り複数担当で訪問」が 79.2%、「マニュアルや手順書を独自に整備」が 44.8%の順であった。

〈図表 4〉



(その他 ; 主な回答を抜粋)

都道府県	<ul style="list-style-type: none"> <li>●市町村への権限移譲が見込まれる場合には、移譲先の市町村と合同で指導を実施している。</li> <li>●実地指導は必ず複数担当で訪問し、指導後の講評内容を複数で確認・記録することにより、実地指導後の結果整理や指導通知に活かしている。</li> </ul>
都道府県	事前の打ち合わせで前回の実地指導の状況、勤務体制、加算の取得状況等を確認し、当日確認する内容を整理している
都道府県	複数担当で訪問しているのは、業務の効率化のためではない。実地指導は、必ず複数担当者による実施を原則としている。実施先により、訪問人数を増やすことはある。
都道府県	県庁舎等に居宅サービス等を行う事業所に来てもらい、事前提出資料や関係書類を基に、個別面談による指導を行っている。
都道府県	保険者と合同で訪問している。
都道府県	山間部の事業所は年内に（雪や凍結がないうちに）行くようにしている。
指定都市	<ol style="list-style-type: none"> <li>①人員等は事前に書類を事業所に作成してもらい、当日指導の際はその書類をもとに確認し時間を短縮している。</li> <li>②確認予定書類を事前に実施通知とともに送付し、スムーズに提出をしてもらえるようにしている。</li> </ol>
中核市	サービスの種別ごとにチェックシートを作成している。
中核市	指定基準自己点検シート、重要事項説明書、個人情報使用同意書や勤務表等を事前に提出してもらい、訪問当日の業務を軽減している
中核市	実地指導事務受託法人がマニュアルや手順書を独自に整備している。

## Q2 実地指導業務の実態について (n95)

アンケートでは、事業所等への訪問出動の前後を含めた一連の実地指導業務について、おおよその業務量(投入時間)を把握するため、一定の条件設定を行い、回答上の想定を共通化した。(巻末調査票参照)以下、結果を整理する。

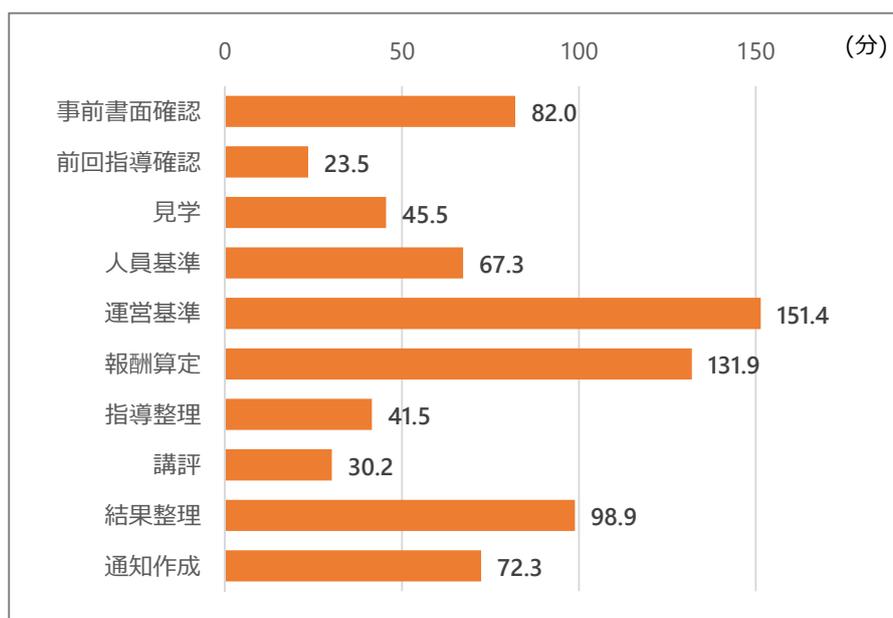
### (1) 居宅サービス単独(通所介護1事業所への実地指導を想定した業務量)

通所介護事業所に単独で実地指導を行う場合の業務量は、「運営基準(にかかる確認)」が151.4分、「報酬算定(にかかる確認)」が131.9分であり、それぞれ2時間以上が充てられていた。

それぞれの業務について、事前、訪問当日、事後(訪問後)のどのタイミングで実施されていたかについては、次頁の図表(時間区分ごとの整理)の通りであった。

なお、複数担当者による訪問の場合には、それぞれの回答の単純合計時間で集計・整理している。(以下、(2)~(4)についても同様)

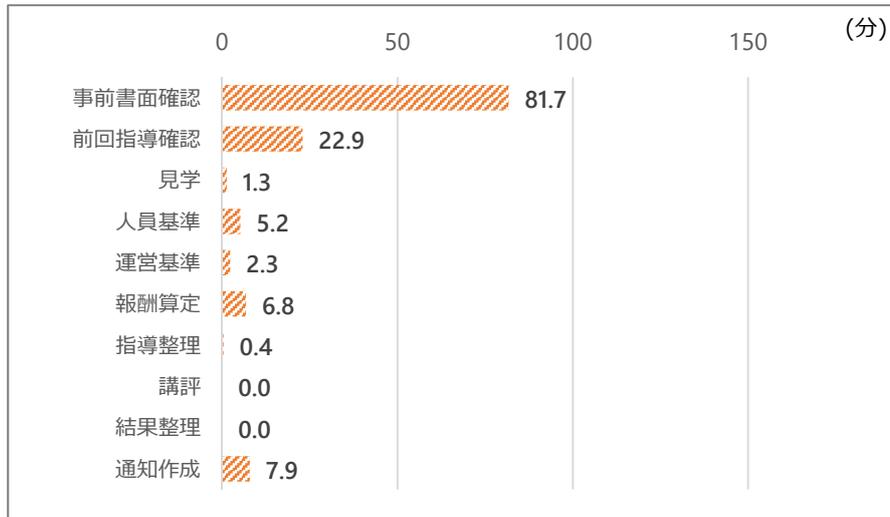
〈図表 5-1〉



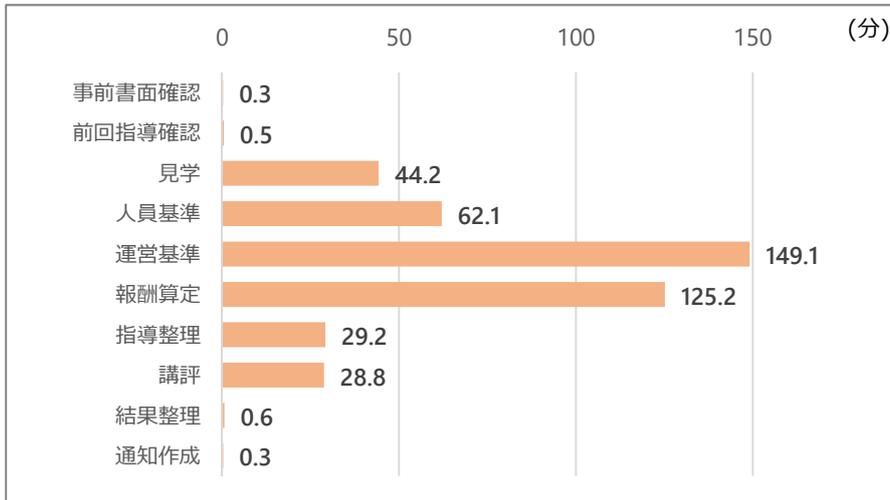
総時間 744.4分 (12.4時間)

〈図表 5-2〉

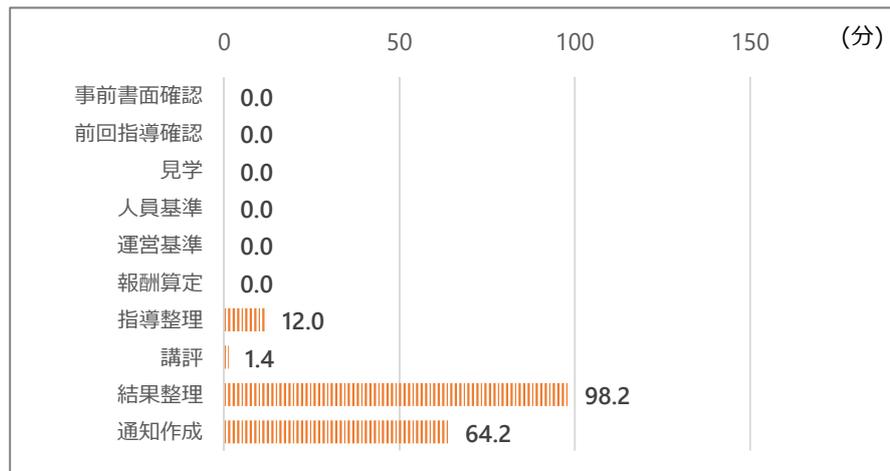
事前)



当日)



事後)

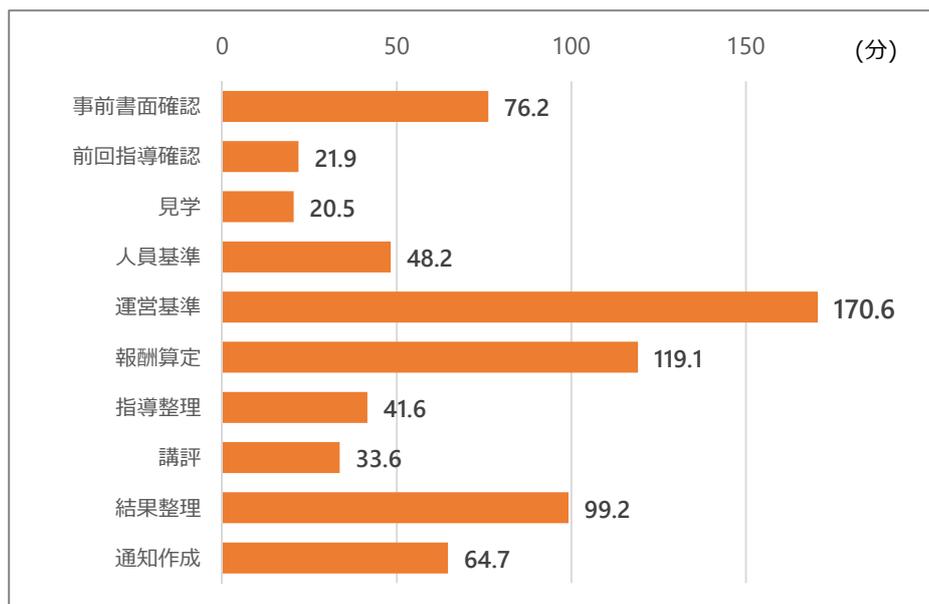


(2) 居宅介護支援単独（居宅介護支援 1 事業所への実地指導を想定した業務量）

居宅介護支援事業所に単独で実地指導を行う場合の業務量は、「運営基準(にかかる確認)」が 170.6 分、「報酬算定(にかかる確認)」が 119.1 分であった。ケアマネジメント、ケアプラン作成等の業務内容に特有の確認事項の多さ等もあり、3 時間近くの業務量となっていた。

それぞれの業務について、事前、訪問当日、事後(訪問後) のどのタイミングで実施されていたかについては、次頁の図表（時間区分ごとの整理）の通りであった。

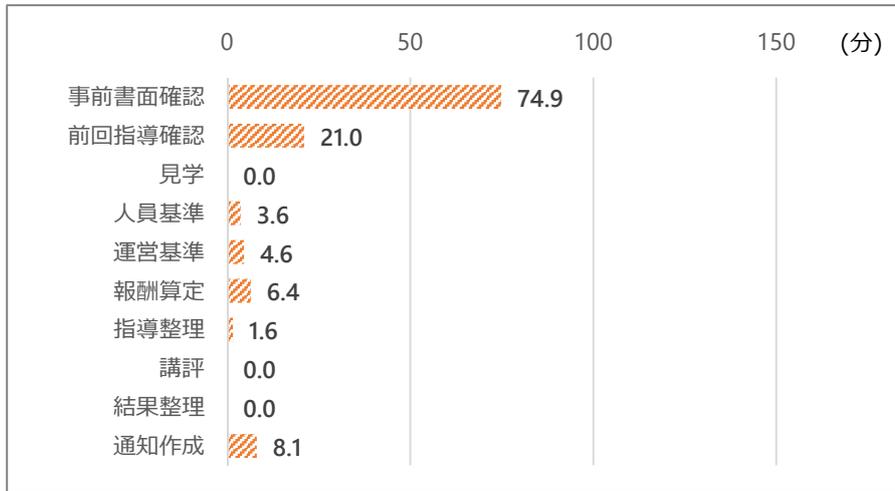
〈図表 6-1〉



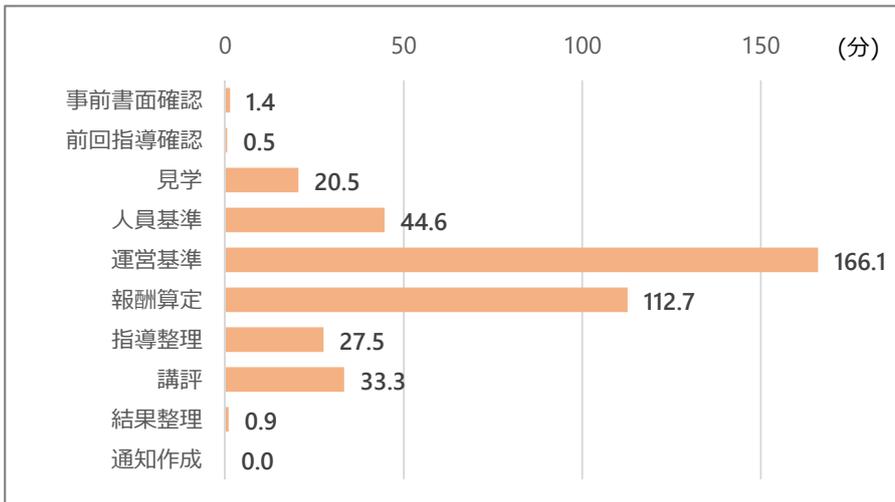
総時間 695.6 分 (11.6 時間)

〈図表 6-2〉

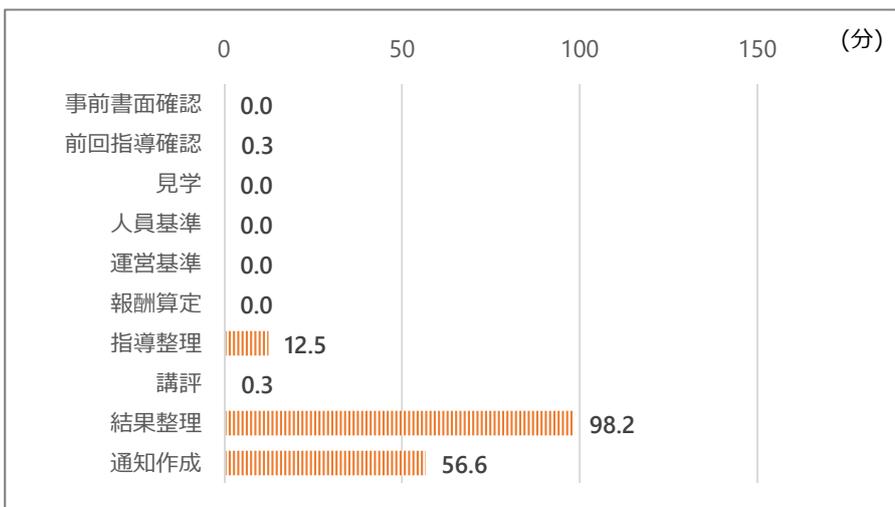
事前)



当日)



事後)

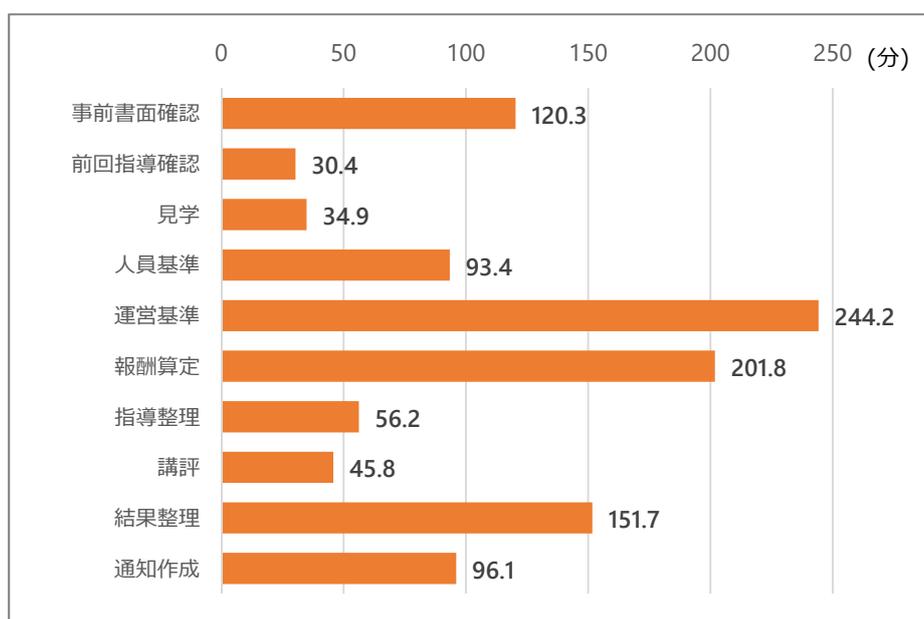


(3) 複数の居宅サービス（訪問介護・居宅介護支援事業所への実地指導を想定した業務量）

複数の居宅サービス（1 拠点で訪問介護事業所と居宅介護支援事業所を対象）に実地指導を行う場合の業務量は、「運営基準(にかかる確認)」が 244.2 分、「報酬算定(にかかる確認)」が 201.8 分であった。単純に 2 倍の時間投入とはなっていないものの、確認等内容は 2 事業所分となるため、「事前書面確認」、「運営基準」、「報酬算定」、「結果整理」等は、1.5 倍程度の時間投入となっていた。

それぞれの業務について、事前、訪問当日、事後(訪問後) のどのタイミングで実施されていたかについては、次頁の図表（時間区分ごとの整理）の通りであった。

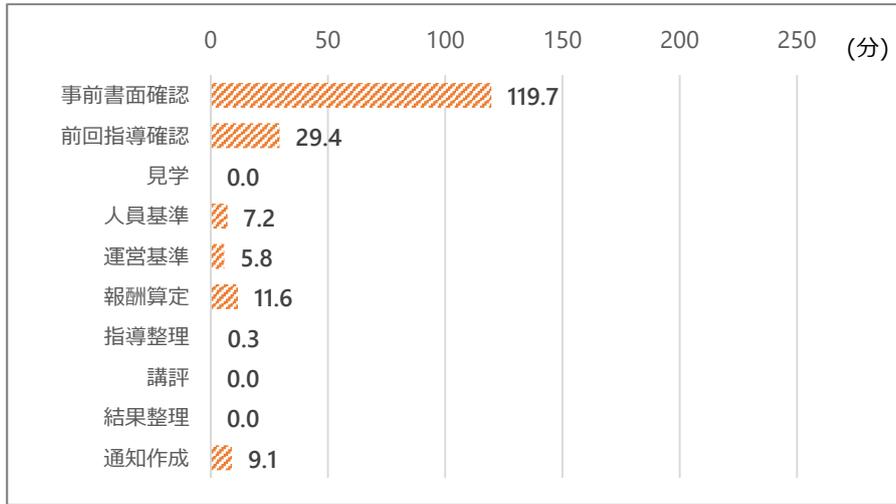
〈図表 7-1〉



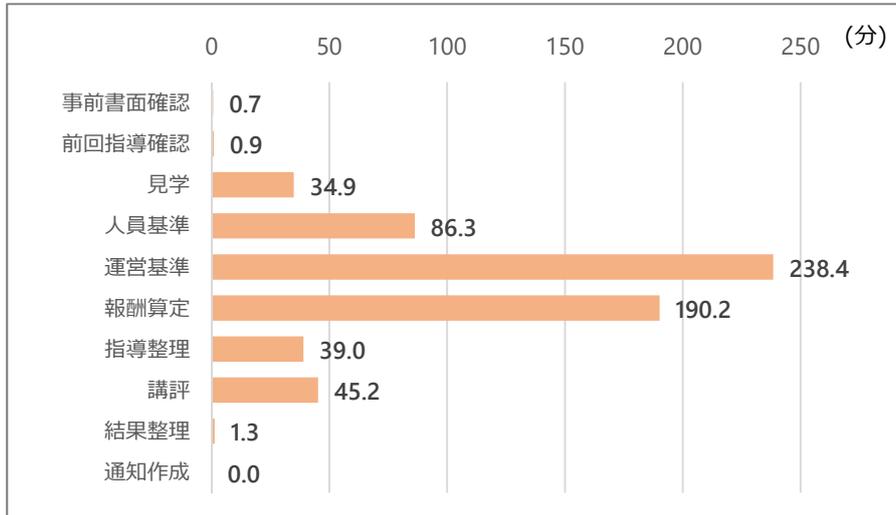
総時間 1,074.8 分 (17.9 時間)

〈図表 7-2〉

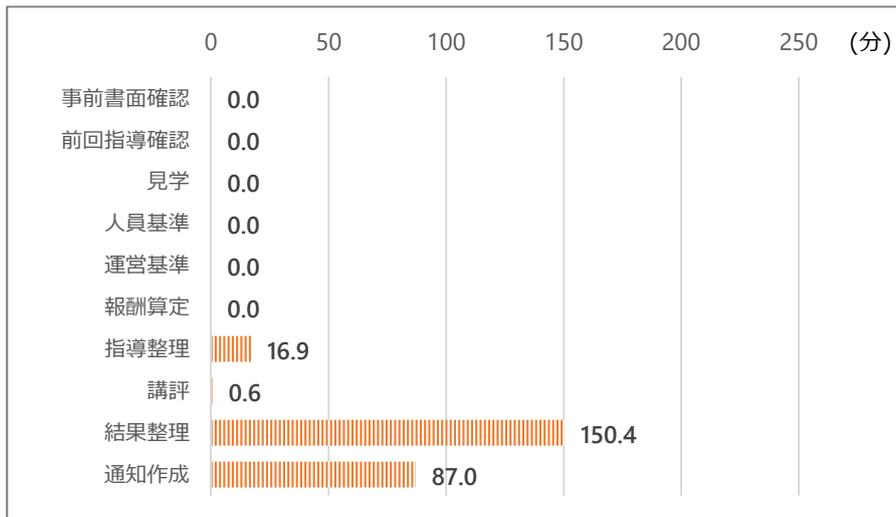
事前)



当日)



事後)

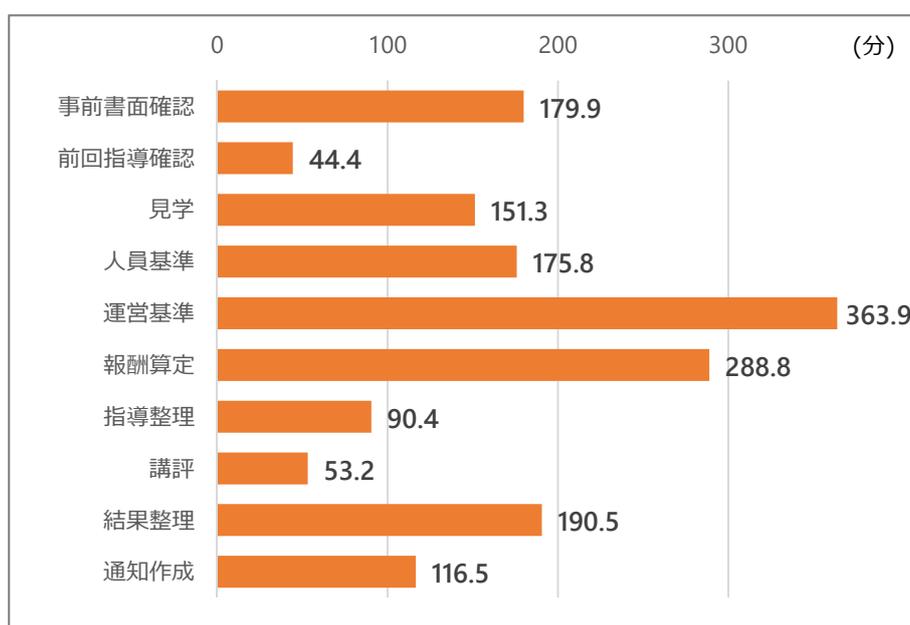


(4) 施設と複数の居宅サービス（特養・短期入所・通所介護事業所への実地指導を想定した業務量）

施設と複数の居宅サービス（1 拠点で特別養護老人ホームと短期入所生活介護、通所介護事業所を対象）に実地指導を行う場合の業務量は、「運営基準(にかかる確認)」が 363.9 分、「報酬算定(にかかる確認)」が 288.8 分であった。施設サービスも対象となることによって、「施設・事業所見学」、「人員基準(にかかる確認)」にも、一定程度の時間投入があった。

それぞれの業務について、事前、訪問当日、事後(訪問後) のどのタイミングで実施されていたかについては、次頁の図表（時間区分ごとの整理）の通りであった。

〈図表 8-1〉



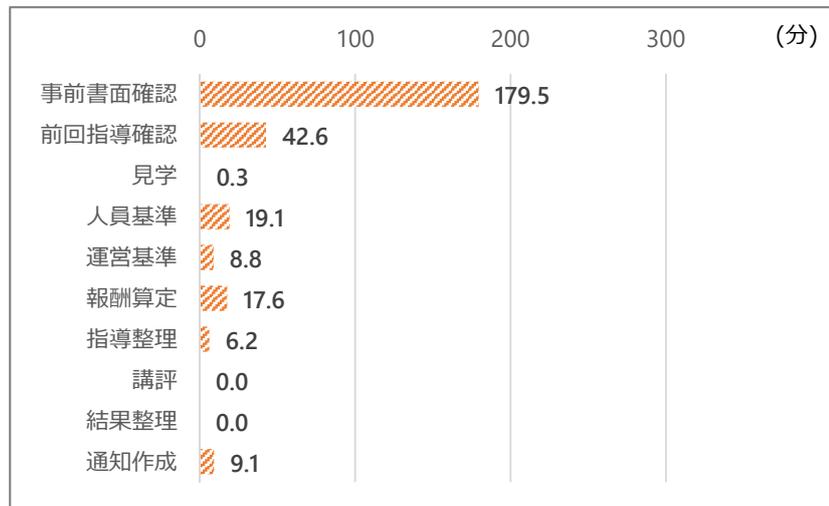
総時間 1,654.7 分 (27.6 時間)

(再掲)

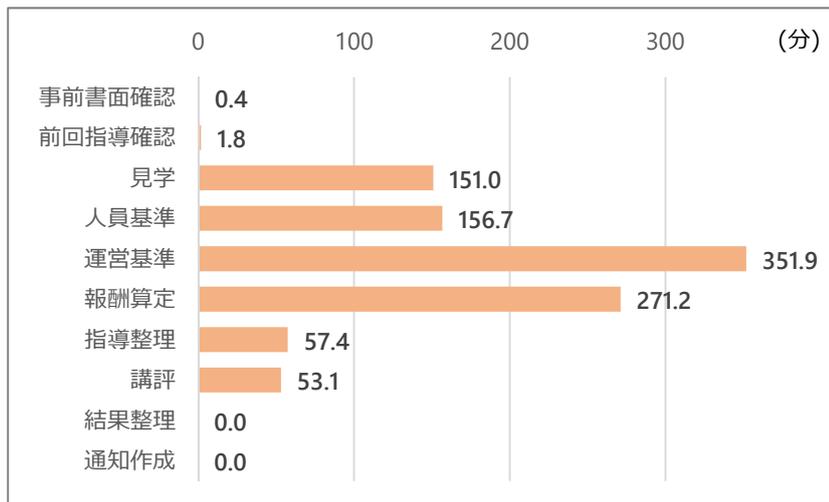
	①通所介護事業所	744.4 分 (12.4 時間)
総時間	②居宅介護支援事業所	695.6 分 (11.6 時間)
	③複数の居宅サービス (訪介+介護支援)	1,074.8 分 (17.9 時間)

〈図表 8-2〉

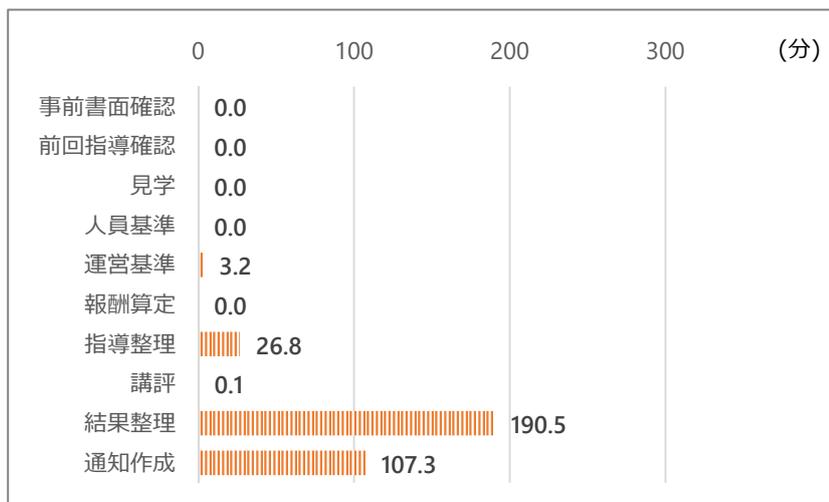
事前)



当日)



事後)



### Q3 実地指導の実施状況について (n96)

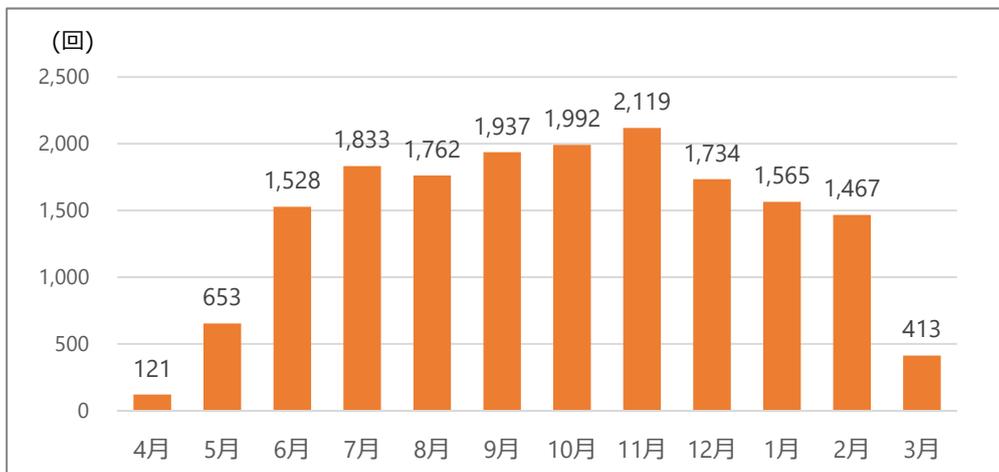
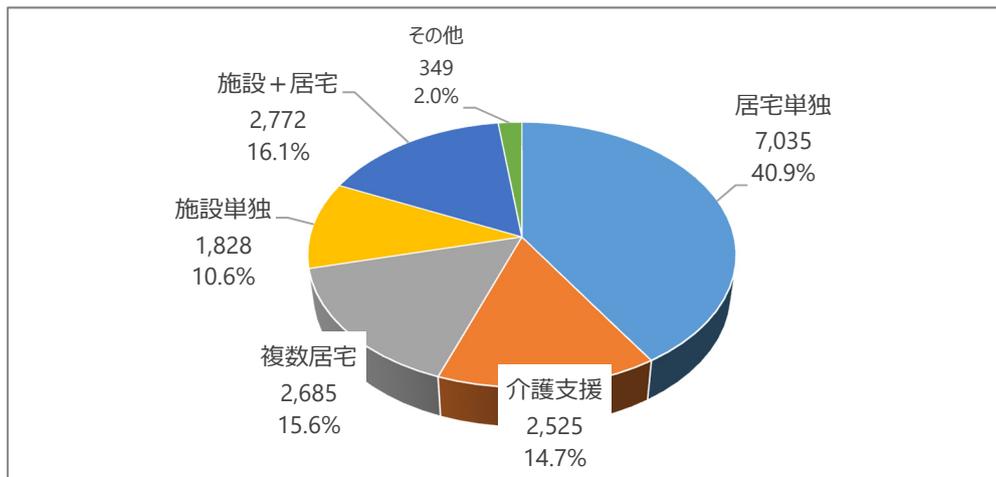
続いて、実地指導の実施状況について、平成 28 年度 1 年間の実地指導の訪問パターン別（Q2 における 4 つパターンに「施設サービス単独」、「その他」を加えた 6 パターン）の月ごとの訪問出動回数として整理した。（1 日に 2 拠点に訪問する場合には、それぞれ 1 回カウントとしている）

96 自治体の総出動回数は 17,124 回、平均 182.2 回（月平均は 15.2 回）であった。（訪問出動回数であり、実地指導事業所数とは異なる）

①居宅サービス単独は 7,035 回（平均 74.8 回、40.9%）、②居宅介護支援単独は 2,525 回（同 26.9 回、14.7%）、③複数の居宅サービスは 2,685 回（同 28.6 回、15.6%）、④施設サービス単独は 1,828 回（同 19.4 回、10.6%）、⑤施設サービスおよび居宅サービスは 2,772 回（同 29.5 回、16.1%）、⑥その他は 349 回（同 3.7 回、2.0%）であった。

〈図表 9〉

	総出動数	①居宅単独	②介護支援	③複数居宅	④施設単独	⑤施設居宅	⑥その他
回数	17,124	7,035	2,525	2,685	1,828	2,772	349
平均値	182.2	74.8	26.9	28.6	19.4	29.5	3.7



#### Q4 効率的な実地指導の実施についての意見

「効率的な実施指導の実施」についての意見について、主なものを抜粋して掲載する。

指導の現場で取り組むことに併せて、介護報酬の加算等算定要件にかかる制度の簡素化やガイドラインの策定といった制度的対応を求める意見が多くみられた。

都道府県	同一拠点の場合、介護保険施設の実地指導は社会福祉法人の指導監査、特定施設入居者生活介護事業所の実地指導は有料老人ホームの実地指導と可能な限り同日に実施している。事業所数が増える中で、事業所側及び実地指導を担当する職員の負担軽減のため、実地指導の周期が同一となるよう配慮いただきたい。
都道府県	社会福祉法人の指導監査と同様、実地指導においても、ガイドライン（またはチェックリスト）があれば、監査技量の平準化と、多岐にわたる遵守すべき基準等に対する理解が得られやすいのではないかと考える。
都道府県	<ul style="list-style-type: none"><li>・スムーズに実施するためのマニュアルや手順書を整備していただきたい。</li><li>・事前提出調書、実地指導調書等を示していただきたい。</li></ul>
都道府県	<ul style="list-style-type: none"><li>・全国一律の運営基準に沿って運営されている介護保険施設・事業所が、各県（各事務所）・各保険者に指導内容や方法が違う実態を受け止めて頂き、改定から既に8年経過している「介護保険施設等実地指導マニュアル」の改定も含めて、実態に合った指導手法の検討を行って欲しい。</li><li>・概ね6年に1回の頻度を守るよう努力しているが、その分他の業務を行う時間がとれないのが現状である。審査の事務量が多い割には有効性を感じにくい制度（特定事業所集中減算や業務管理体制の一般検査等）は廃止や見直しをして頂き、負担を軽減して頂きたい。</li><li>・チェック項目の統一化や事前提出書類の義務化。</li></ul>
都道府県	<p>①困い込み事業者への実地指導対策に苦慮している。</p> <p>保険者によるケアプラン点検等を強化しても限界があるため、国が対応マニュアルを整備して頂きたい。もしくは、制度改正においてより厳粛な基準を設定すべきと考える。</p> <p>②特に有料と訪介のセットの場合、訪介側の虐待を立証しにくい点。</p> <p>③ある居宅介護支援事業所経由になると、A、B、Cのサービスがほぼ勝手に契約される点。</p> <p>④居宅療養管理指導は、通所介護等に比べると規模が小さいため全体的に見ると目立ちづらいが、限度額の制約を受けない等もあり、明らかに給付費が急増している。特定の事業者によっては、本業の薬局等よりもこれを収入源にしていると思われる点もある。</p> <p>算定要件が緩く、ケアマネを介さずとも設定できることや医師の指示書があれば何ら不正感を持たずフルで提供しているケースもある。有料等の利用者へのサービス提供も、不適切なケースが多いと聞いているが、決定的な事実確認ができないことや踏み込んだ調査がしづらい等で指導に苦慮しており、これについても制度の更なる厳粛化が求められる。</p>
都道府県	<ul style="list-style-type: none"><li>・事業所数の増加、職員の減員等により実施頻度を保持することが困難になりつつあるため、一層効率的な実地指導が必要であるにもかかわらず、介護保険制度の複雑化、加算の種類増加などがそれを阻害していると考える。</li><li>・実施結果通知を発送して終わりではなく、その後の指導や改善結果報告のチェック、報酬の自主返還等までが一連の実地指導であり、今回回答した業務時間では収まらない。</li></ul>

都道府県	各種基準や報酬の算定要件等が簡潔に整理されれば、事業所、指導側双方の負担が減少し、効率的な実地指導の実施が期待できると思います。
都道府県	優良な施設・事業所に対して通常の指導サイクルを長くし、改善事項の多い施設・事業所に対して通常の指導サイクルを短くすることにより、効率的に行う工夫をしている。
都道府県	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 事業所に負担のない範囲で、ある程度の事前提出資料（勤務表、加算関係等）を求めることが当日の実地指導の効率化、効果的な指導につながるかと思う。また、事前に提出させることで事業所の理解も深まり、当日の受検準備も整うのではないかと思う。</li> <li>・ 運営指導、ケアマネジメントのプロセス、介護報酬については県が示したヒアリングシートやチェック表を基にヒアリングし、実地指導を行っている。</li> <li>・ 離島での実地指導は、離島への移動に旅費や時間がかかるので連泊して、数カ所の事業所を計画的に実施している。</li> </ul>
指定都市	指定事業所が多数であり、行政による事業所点検を維持することは人員・経費の面で限界がある。業務管理体制と同様、一定規模の事業所を有する法人については、事業所の運営指導の所管部署の設置を義務付け、自主点検及び指導内容を行政へ提出するよう制度設計を見直すべきではないか。
指定都市	職員のスキルアップの機会を増やしてほしい。例 1：専門職（介護支援専門員や社会福祉士等の有資格者）同士の意見交換会や研修の開催。例 2：事務職や指導初心者を対象としたサービス別のグループワーク研修の開催。（ケアプランの作成方法や介護保険事業に係るマネジメント理論等）
中核市	<p>定員管理計画により、各自治体は職員数を削減しており、地方分権関係の新たな法定移譲事務に多くの人員を割けない状況下での実地指導の頻度や監査の実施については、やる気と工夫の問題であると考えます。</p> <p>介護保険制度は事後規制型の制度であり、利用者保護やサービスの質の確保と向上、適正な介護報酬の算定の面から、一定の頻度で実地指導を実施しなければ指導監督権限を持つ自治体として責任を果たしているとは言えない。また、著しい基準違反や不正請求の疑いが確認された場合の監査の実施についても同様である。</p>
中核市	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 施設長、管理者、担当者が変われば、今までできていたことができなくなっていることが問題。事業者が法令遵守できていれば、実地指導は効率的になる。</li> <li>・ 限られた時間の中で実地指導行うよう努力しても、対応者が 1 人しかいない事業所であれば、書面等が確認できない場合どうしても確認作業に時間がかかってしまう。</li> </ul>
中核市	実地指導での確認項目について、社会福祉法人指導監査ガイドラインのように、まとめて示していただきたい。そういったガイドラインがあれば、担当者や年度、各自治体によって、実地指導で指導する内容が異なることをふせぐことができると考えられる。また、そのガイドラインから各自治体の条例に応じた形に指導項目を変更し、実地指導に活用できると考えられる。
中核市	<p>事業所の指導担当と指定・適正化担当が独立しているため、指導担当が事業所の請求状況を確認に時間を要するため、実地指導先の選定時等に当該事業所の現状を把握しきれないまま指導先を決定している。そのため、実地指導の実施決定後に問題を抱えていることがわかることもある。</p> <p>事業所によっては、その利用者のほとんどが他市の利用者等であり本市では請求状況が分からないため、曖昧なまま実地指導を実施するケースもある。</p> <p>また、事業所自身の情報不足（指定決定時に学んだ知識から更新されていない等）のため、過誤調整等となるケースが多く見受けられるため、制度改正等のあった場合には事業所（特に単独で事業を運営しているところ等）まで周知の徹底を行う必要があると考える。</p>

## 1.2 平成 28 年度実績調査による実施率グループ別の整理

次に、Q1～Q3 の調査結果について、厚生労働省老健局総務課介護保険指導室が平成 29 年度に都道府県・指定都市・中核市を対象として実施した、平成 28 年度実績の実施指導実施率のデータを活用して、実施率の違いによる傾向比較を試みた。

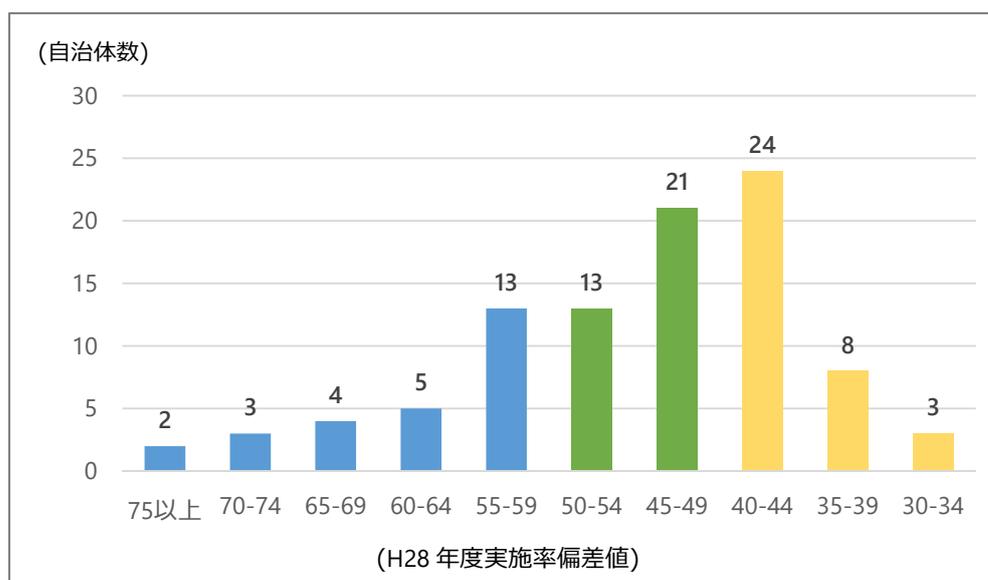
具体的には、115 自治体（都道府県 47、指定都市 20、中核市 48）の平成 28 年度実績による実施率（平均 18.9%）から実施率偏差値を算出し、偏差値 55 以上を G①（グループの実施率平均 30.0%）、同 45 以上 55 未満を G②（18.4%）、同 45 未満を G③（10.3%）とした。

もともと、以下の整理は、アンケート回答の傾向比較のために行った、平成 28 年度の実績による機械的なグループ分けであり、地域特性や体制（部署編成や人員）等の個別事情、また、自治体ごとの実施方針などは反映していない。

図表 10 に上記のグループ分けおよびアンケート回答を得た 96 自治体の該当数を示す。

〈図表 10〉

		G①	G②	G③
実施率偏差値 (H28 年度実績より)		55 以上	45 以上 55 未満	45 未満
自治体数	115	34	39	42
都道府県	47	12	19	16
指定都市	20	2	7	11
中核市	48	20	13	15
<b>実施率平均値</b>	<b>18.9</b>	30.0	18.4	10.3
調査回答の自治体数	96	<b>27</b>	<b>34</b>	<b>35</b>

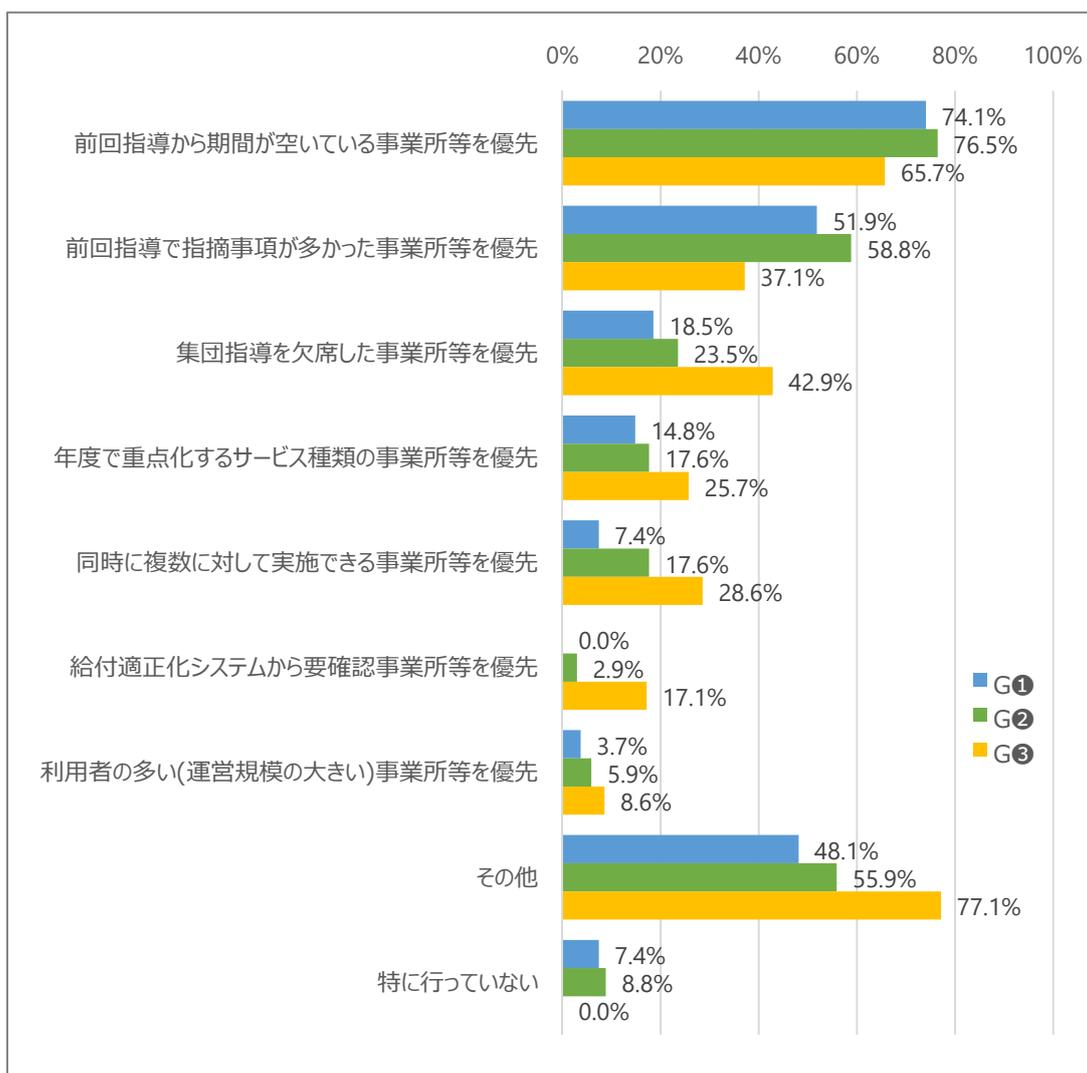


**Q1 実地指導業務の効率的な実施について（n96；複数回答）**

(1) 実地指導の対象事業所の選定について

上位 2 つの「期間が空いている事業所」、「指摘事項が多かった事業所」を除いて、G③において取り組んでいる割合が高い傾向にあった（実施率が低いグループにおいて取り組んでいる場合が多かった）。

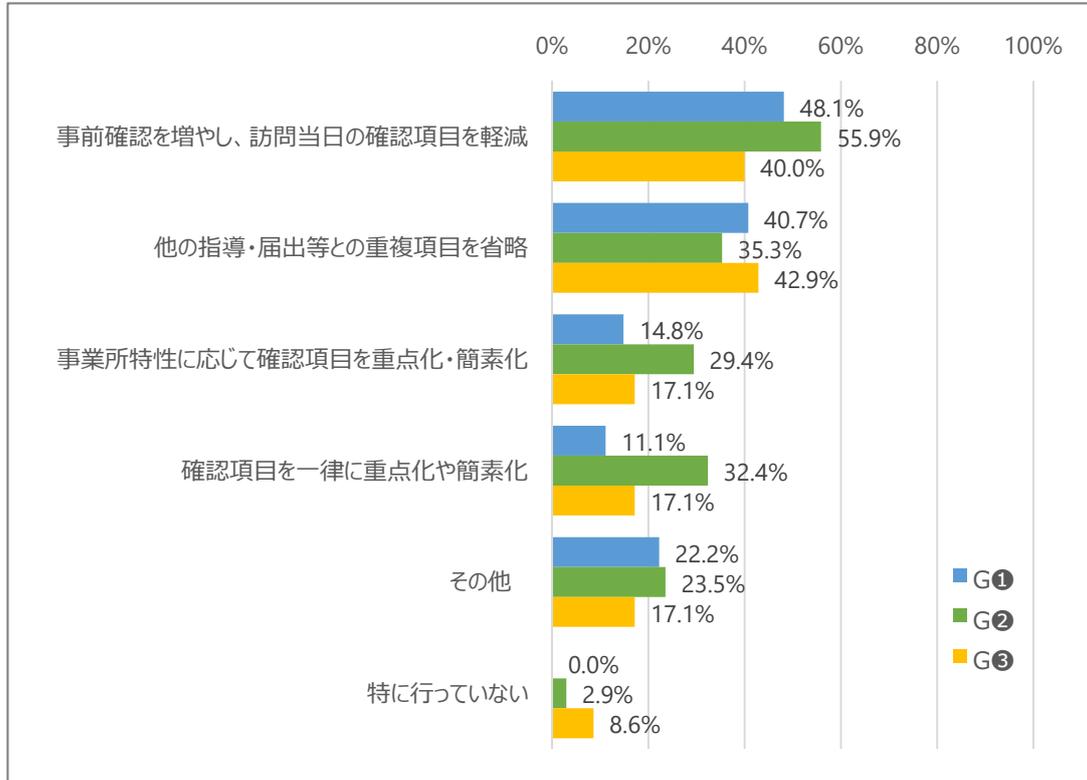
〈図表 11〉



(2) 実地指導の確認項目について

確認項目に関する取り組みでは、G①とG③に特徴的な差異はみられなかった。

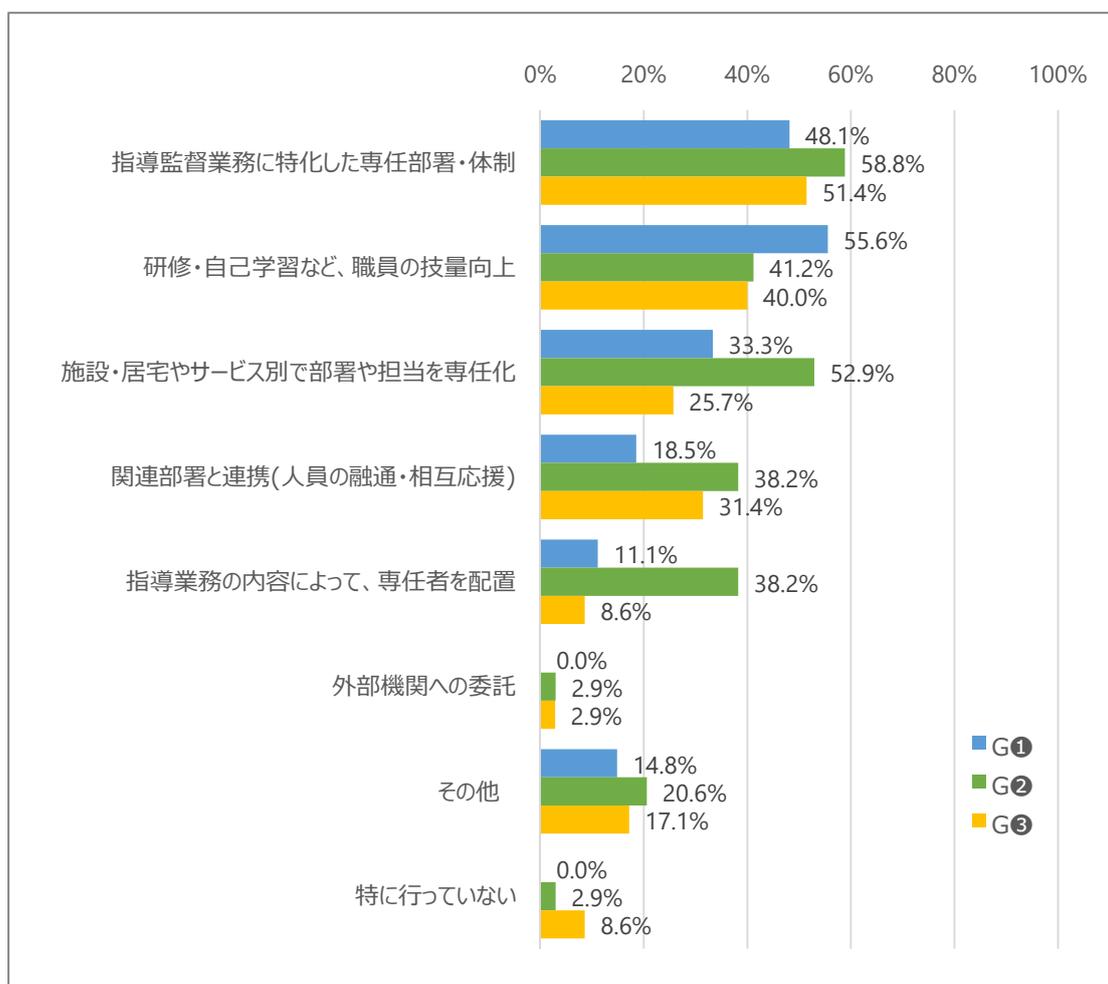
〈図表 12〉



(3) 実地指導の実施体制について

実施体制に関する取り組みでは、「研修・自己学習など、職員の技量向上」でG①が高く、「関連部署と連携」で相対的に低かった。「施設・居宅やサービス別で部署や担当を専任化」、「指導業務の内容によって専任者を配置」では、G②で取り組まれている傾向が高かった。

〈図表 13〉

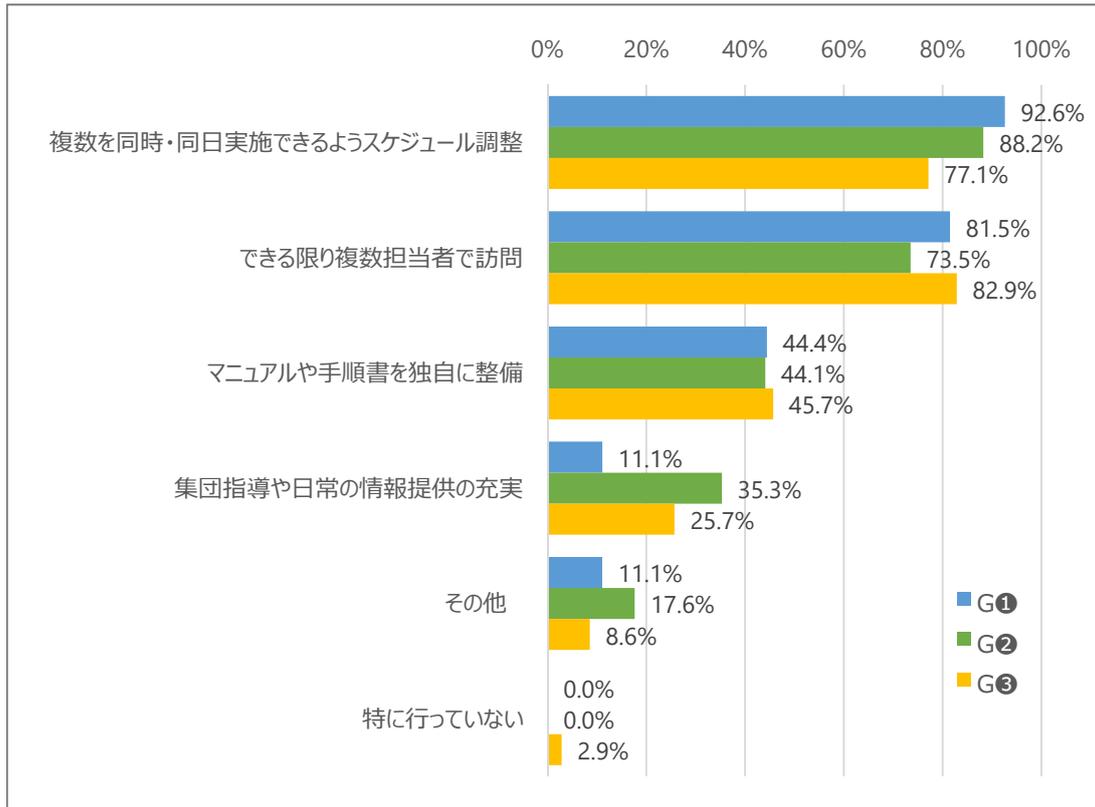


(4) 実地指導の実施方法について

実施方法に関する取り組みでは、全体で高い割合を示した「複数を同時・同日実施できるようにスケジュール調整」では、G①～G③の順に取り組みの割合が漸減していたが、「できる限り複数担当で訪問」、「マニュアルや手順書を独自に整備」はどのグループも割合はほぼ変わらなかった。

「集団指導や日常の情報提供の充実」は、G①であまり取り組まれていない傾向にあった。

〈図表 14〉



## Q2 実地指導業務の実態について（訪問パターン別の業務量）（n95）

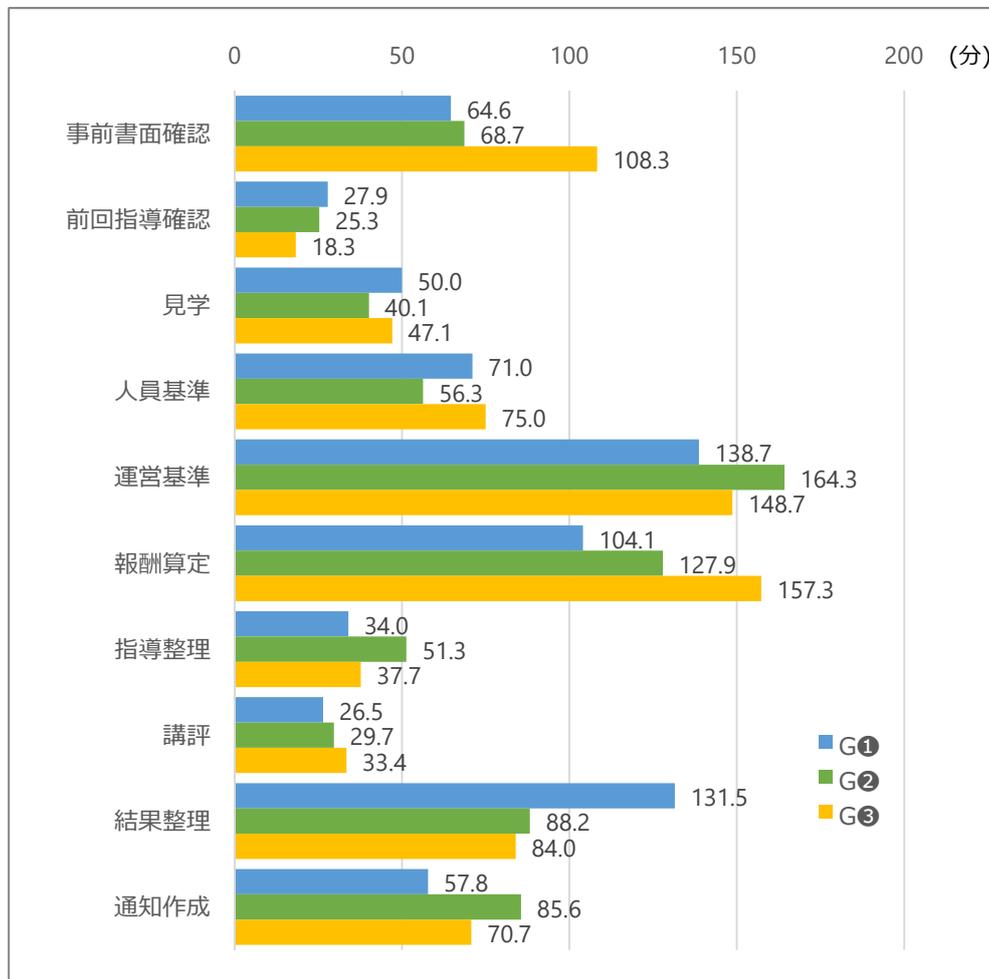
続いて、訪問パターン別の業務量について、G①～G③別に整理する。まず、合計時間で概観し、続いて、事前・訪問当日・事後ごとの詳細を示す。

### (1) 居宅サービス単独（通所介護 1 事業所への実地指導を想定した業務量）

実施率偏差値のグループ別において、差異が現れているのは、「事前書面確認」でG③の業務量が多い点、「報酬算定(にかかる確認)」で、G①とG③で 1 時間弱の間がある点、「結果整理」でG①の業務量が多い点であった。主に訪問当日に実施される「報酬算定」での差異は、訪問当日の効率性にも寄与すると思われる、工夫・効率化の余地がある業務であることが示唆された。

次ページに、事前、訪問当日、事後に分けた業務量の平均値、中央値を整理している。

〈図表 15-1〉



総時間	G①	706.0 分 (11.8 時間)	(G①との差)
	G②	737.5 分 (12.3 時間)	+ 31.5 分
	G③	780.6 分 (13.0 時間)	+ 74.6 分

※「総時間」の単位は『時間』、「業務別(ア～コ)」の単位は『分』（以下、共通）

※各業務の投入時間は、事前、訪問当日、事後のみに割り当てられている訳ではなく、図表 15-1 グラフの数値は、図表 15-2 の事前、訪問当日、事後に計上された数値の合計となっている。（以下、共通）

〈図表 15-2〉

〈事前〉		総時間	ア 事前書 面確認	イ 前回指 導確認	ウ 見学	エ 人員 基準	オ 運営 基準	カ 報酬 算定	キ 指導 整理	ク 講評	ケ 結果 整理	コ 通知 作成
全体	平均値	2.2	81.7	22.9	1.3	5.2	2.3	6.8	0.4	0.0	0.0	7.9
	中央値	1.5	50.0	20.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
G①	平均値	2.0	64.6	27.9	0.0	10.9	5.2	8.9	1.1	0.0	0.0	4.1
	中央値	1.5	60.0	20.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
G②	平均値	2.0	67.9	23.8	3.5	4.0	2.1	7.1	0.0	0.0	0.0	10.4
	中央値	1.8	55.0	20.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
G③	平均値	2.5	108.3	18.3	0.0	2.0	0.3	4.9	0.1	0.0	0.0	8.3
	中央値	1.0	50.0	15.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0

〈訪問当日〉		総時間	ア 事前書 面確認	イ 前回指 導確認	ウ 見学	エ 人員 基準	オ 運営 基準	カ 報酬 算定	キ 指導 整理	ク 講評	ケ 結果 整理	コ 通知 作成
全体	平均値	7.5	0.3	0.5	44.2	62.1	149.1	125.2	29.2	28.8	0.6	0.3
	中央値	6.0	0.0	0.0	40.0	60.0	120.0	107.5	20.0	20.0	0.0	0.0
G①	平均値	6.5	0.0	0.0	50.0	60.2	133.5	95.2	26.7	24.3	0.0	0.0
	中央値	6.0	0.0	0.0	40.0	60.0	120.0	90.0	20.0	20.0	0.0	0.0
G②	平均値	7.7	0.7	1.5	36.6	52.4	162.2	120.9	32.2	29.4	1.8	0.0
	中央値	7.5	0.0	0.0	40.0	60.0	150.0	115.0	25.0	20.0	0.0	0.0
G③	平均値	8.3	0.0	0.0	47.1	73.0	148.4	152.4	28.1	31.7	0.0	0.9
	中央値	8.0	0.0	0.0	45.0	60.0	120.0	120.0	20.0	20.0	0.0	0.0

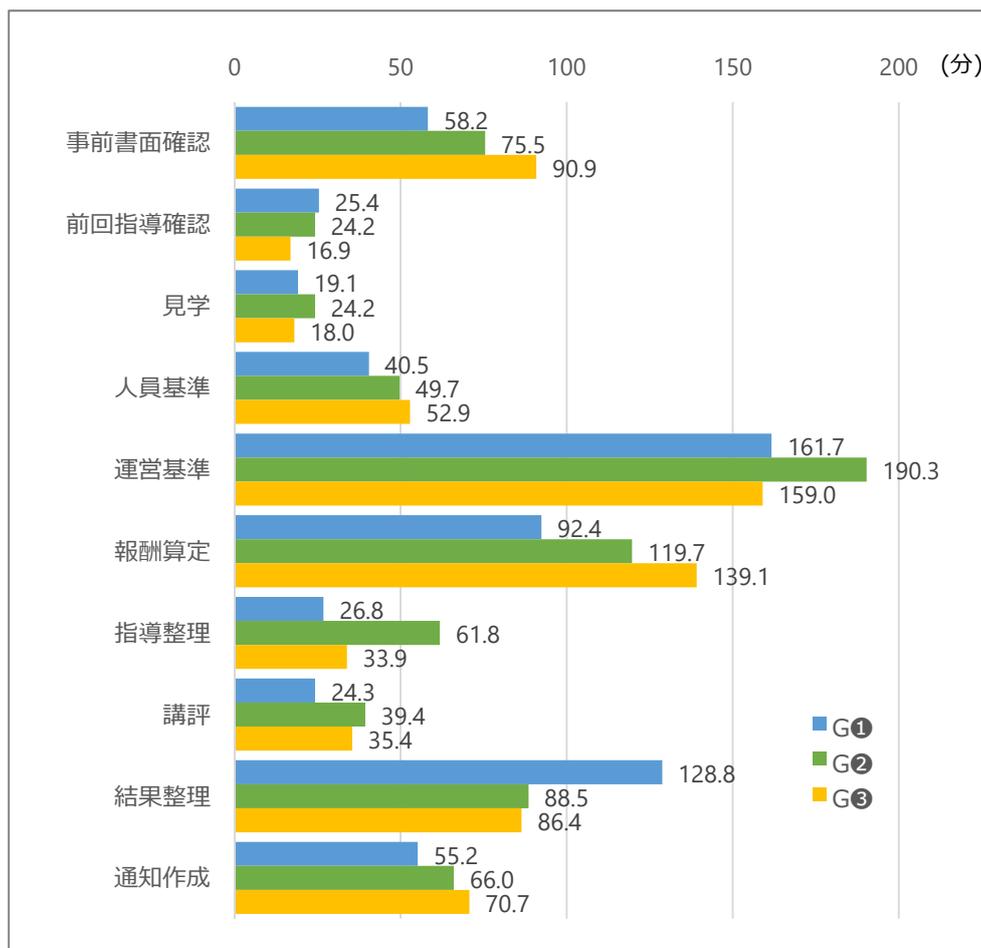
〈事後〉		総時間	ア 事前書 面確認	イ 前回指 導確認	ウ 見学	エ 人員 基準	オ 運営 基準	カ 報酬 算定	キ 指導 整理	ク 講評	ケ 結果 整理	コ 通知 作成
全体	平均値	2.9	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	12.0	1.4	98.2	64.2
	中央値	2.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	60.0	50.0
G①	平均値	3.2	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	6.2	2.2	131.5	53.7
	中央値	2.5	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	90.0	50.0
G②	平均値	3.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	19.1	0.3	86.5	75.1
	中央値	2.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	60.0	55.0
G③	平均値	2.6	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	9.4	1.7	84.0	61.6
	中央値	2.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	60.0	50.0

(2) 居宅介護支援単独（居宅介護支援 1 事業所への実地指導を想定した業務量）

居宅介護支援事業所に単独で実地指導を行う場合の業務量でも、概ね（1）と同様の傾向にあった。訪問当日のメインとなる「人員基準」、「運営基準」、「報酬算定」の各確認時間計で、G①とG③には1時間程度の差異があった。

次ページに、事前、訪問当日、事後に分けた業務量の平均値、中央値を整理している。

〈図表 16-1〉



総時間	G①	632.3 分 (10.5 時間)	(G①との差)
	G②	739.4 分 (12.3 時間)	+107.1 分
	G③	703.1 分 (11.7 時間)	+70.8 分

〈図表 16-2〉

〈事前〉		総時間	ア	イ	ウ	エ	オ	カ	キ	ク	ケ	コ
			事前書 面確認	前回指 導確認	見学	人員 基準	運営 基準	報酬 算定	指導 整理	講評	結果 整理	通知 作成
全体	平均値	2.0	74.9	21.0	0.0	3.6	4.6	6.4	1.6	0.0	0.0	8.1
	中央値	1.5	50.0	20.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
G①	平均値	1.7	58.2	25.4	0.0	2.3	3.0	6.7	1.1	0.0	0.0	4.1
	中央値	1.1	45.0	20.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
G②	平均値	2.2	71.5	21.8	0.0	7.3	10.5	8.8	3.6	0.0	0.0	8.3
	中央値	1.5	60.0	20.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
G③	平均値	2.2	90.9	16.9	0.0	1.1	0.3	4.0	0.0	0.0	0.0	10.9
	中央値	1.0	50.0	15.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0

〈訪問当日〉		総時間	ア	イ	ウ	エ	オ	カ	キ	ク	ケ	コ
			事前書 面確認	前回指 導確認	見学	人員 基準	運営 基準	報酬 算定	指導 整理	講評	結果 整理	通知 作成
全体	平均値	7.8	1.4	0.5	20.5	44.6	166.1	112.7	27.5	33.3	0.9	0.0
	中央値	6.0	0.0	0.0	20.0	30.0	150.0	110.0	20.0	20.0	0.0	0.0
G①	平均値	6.0	0.0	0.0	19.1	38.1	158.7	85.7	20.9	23.5	0.0	0.0
	中央値	6.0	0.0	0.0	16.0	30.0	160.0	60.0	20.0	20.0	0.0	0.0
G②	平均値	7.9	3.9	1.5	24.2	42.4	179.8	110.9	33.6	39.1	2.7	0.0
	中央値	7.5	0.0	0.0	20.0	30.0	160.0	110.0	20.0	20.0	0.0	0.0
G③	平均値	9.0	0.0	0.0	18.0	51.7	158.7	135.1	26.9	35.4	0.0	0.0
	中央値	6.0	0.0	0.0	20.0	30.0	120.0	120.0	20.0	20.0	0.0	0.0

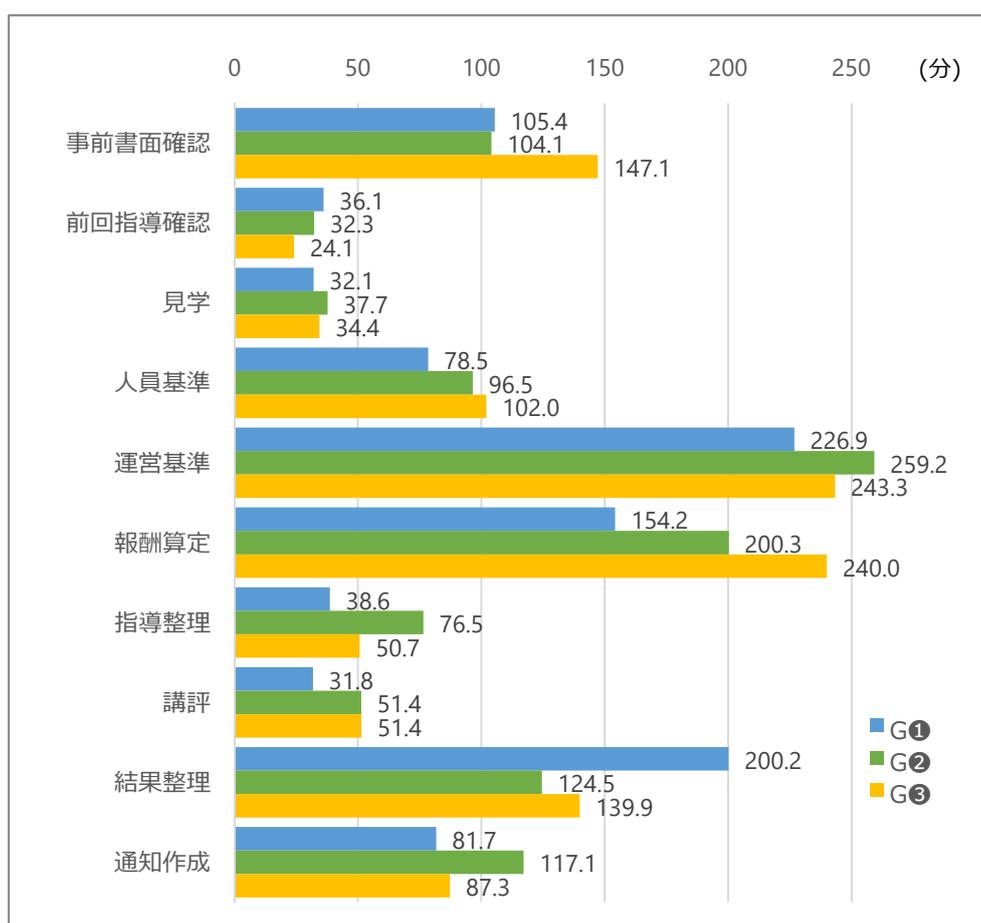
〈事後〉		総時間	ア	イ	ウ	エ	オ	カ	キ	ク	ケ	コ
			事前書 面確認	前回指 導確認	見学	人員 基準	運営 基準	報酬 算定	指導 整理	講評	結果 整理	通知 作成
全体	平均値	2.9	0.0	0.3	0.0	0.0	0.0	0.0	12.5	0.3	98.2	56.6
	中央値	2.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	60.0	40.0
G①	平均値	3.1	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	4.7	0.7	128.8	51.1
	中央値	2.5	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	100.0	50.0
G②	平均値	3.2	0.0	0.9	0.0	0.0	0.0	0.0	24.5	0.3	85.8	57.7
	中央値	2.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	60.0	40.0
G③	平均値	2.6	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	7.0	0.0	86.4	59.9
	中央値	2.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	60.0	50.0

(3) 複数の居宅サービス（訪問介護・居宅介護支援事業所への実地指導を想定した業務量）

複数の居宅サービス（1 拠点で訪問介護事業所と居宅介護支援事業所を対象）に実地指導を行う場合の業務量は、G③の「事前書面確認」、「報酬算定(にかかる確認)」の業務量が多い点、G①の「結果整理」にかかる業務量が多い点は同様であった。

主に訪問当日となる「運営基準」、「報酬算定」と、主に事後となる「結果整理」の合計について、G①は581.3分、G③は623.2分が充てられており、40分程度の差異はあるものの、訪問当日と事後の業務振り分けによって、“訪問当日の省時間化”に差が出ている様子がうかがえ、効率的な実施に少なからず影響があると思われた。

〈図表 17-1〉



	<b>G①</b>	<b>985.5 分 (16.4 時間)</b>	<b>(G①との差)</b>
総時間	<b>G②</b>	<b>1,099.7 分 (18.3 時間)</b>	<b>+114.2 分</b>
	<b>G③</b>	<b>1,120.3 分 (18.7 時間)</b>	<b>+134.8 分</b>

〈図表 17-2〉

〈事前〉		総時間	ア	イ	ウ	エ	オ	カ	キ	ク	ケ	コ
			事前書 面確認	前回指 導確認	見学	人員 基準	運営 基準	報酬 算定	指導 整理	講評	結果 整理	通知 作成
全体	平均値	3.1	119.7	29.4	0.0	7.2	5.8	11.6	0.3	0.0	0.0	9.1
	中央値	2.0	70.0	20.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
G①	平均値	2.8	105.4	36.1	0.0	4.3	5.6	12.6	1.1	0.0	0.0	6.3
	中央値	2.0	80.0	30.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
G②	平均値	3.1	102.1	29.5	0.0	14.1	11.8	16.5	0.0	0.0	0.0	11.7
	中央値	2.0	90.0	20.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
G③	平均値	3.3	147.1	24.1	0.0	2.9	0.3	6.3	0.0	0.0	0.0	8.7
	中央値	2.0	60.0	20.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0

〈訪問当日〉		総時間	ア	イ	ウ	エ	オ	カ	キ	ク	ケ	コ
			事前書 面確認	前回指 導確認	見学	人員 基準	運営 基準	報酬 算定	指導 整理	講評	結果 整理	通知 作成
全体	平均値	4.0	0.7	0.9	34.9	86.3	238.4	190.2	39.0	45.2	1.3	0.0
	中央値	4.0	0.0	0.0	30.0	70.0	200.0	170.0	30.0	30.0	0.0	0.0
G①	平均値	3.6	0.0	0.0	32.1	74.2	221.3	141.6	30.6	31.8	0.0	0.0
	中央値	4.0	0.0	0.0	20.0	70.0	200.0	120.0	30.0	20.0	0.0	0.0
G②	平均値	4.0	2.0	2.7	37.7	82.4	247.4	183.8	44.4	49.5	3.6	0.0
	中央値	4.0	0.0	0.0	30.0	70.0	220.0	160.0	30.0	30.0	0.0	0.0
G③	平均値	4.2	0.0	0.0	34.4	99.1	243.0	233.7	40.4	51.4	0.0	0.0
	中央値	4.0	0.0	0.0	30.0	70.0	180.0	200.0	30.0	40.0	0.0	0.0

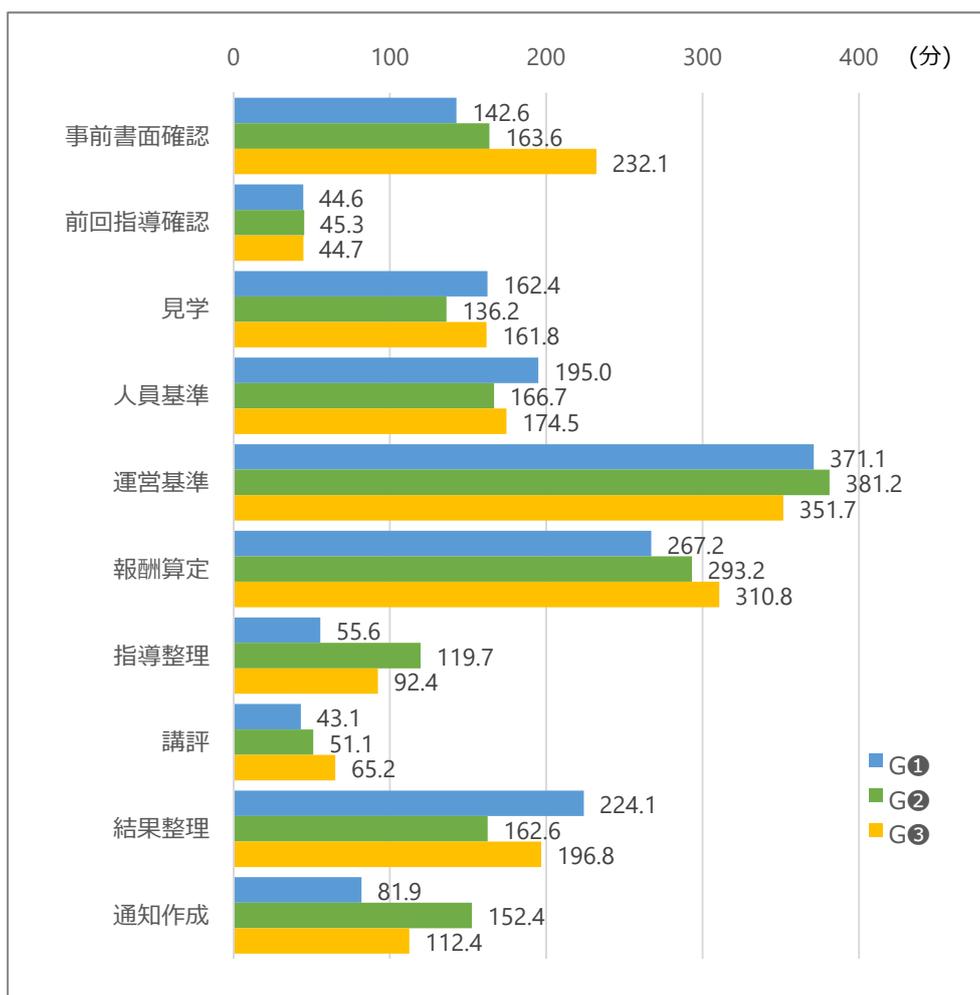
〈事後〉		総時間	ア	イ	ウ	エ	オ	カ	キ	ク	ケ	コ
			事前書 面確認	前回指 導確認	見学	人員 基準	運営 基準	報酬 算定	指導 整理	講評	結果 整理	通知 作成
全体	平均値	4.2	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	16.9	0.6	150.4	87.0
	中央値	3.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	100.0	60.0
G①	平均値	4.8	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	7.0	0.0	200.2	75.4
	中央値	3.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	120.0	60.0
G②	平均値	4.3	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	32.1	1.8	120.9	105.5
	中央値	3.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	100.0	60.0
G③	平均値	3.7	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	10.3	0.0	139.9	78.6
	中央値	3.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	90.0	60.0

(4) 施設と複数の居宅サービス（特養・短期入所・通所介護事業所への実地指導を想定した業務量）

施設と複数の居宅サービス（1 拠点で特別養護老人ホームと短期入所生活介護、通所介護事業所を対象）に実地指導を行う場合の業務量について、グループ別の状況は概ね他の訪問パターンと同様の傾向がみられた。

もともと、主に訪問当日となる「見学」～「講評」のプロセスでは、G①～G③において一定の差異はあるものの大きなものではない（単独で実施する場合の差異が対象数で乗じられるものではない）と思われた。

〈図表 18-1〉



総時間	G①	1,587.6 分 (26.5 時間)	(G①との差)
	G②	1,672.0 分 (27.9 時間)	+ 84.4 分
	G③	1,742.4 分 (29.0 時間)	+ 154.8 分

〈図表 18-2〉

〈事前〉		総時間	ア	イ	ウ	エ	オ	カ	キ	ク	ケ	コ
			事前書 面確認	前回指 導確認	見学	人員 基準	運営 基準	報酬 算定	指導 整理	講評	結果 整理	通知 作成
全体	平均値	4.8	179.5	42.6	0.3	19.1	8.8	17.6	6.2	0.0	0.0	9.1
	中央値	3.0	95.0	30.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
G①	平均値	4.8	142.6	44.6	0.0	41.5	21.5	30.7	1.5	0.0	0.0	4.1
	中央値	3.0	110.0	30.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
G②	平均値	4.4	162.9	41.7	0.9	18.0	7.6	17.1	0.0	0.0	0.0	12.9
	中央値	3.0	70.0	30.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
G③	平均値	5.2	231.8	43.2	0.0	2.4	0.0	7.9	16.4	0.0	0.0	9.8
	中央値	3.0	90.0	30.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0

〈訪問当日〉		総時間	ア	イ	ウ	エ	オ	カ	キ	ク	ケ	コ
			事前書 面確認	前回指 導確認	見学	人員 基準	運営 基準	報酬 算定	指導 整理	講評	結果 整理	通知 作成
全体	平均値	5.4	0.4	1.8	151.0	156.7	351.9	271.2	57.4	53.1	0.0	0.0
	中央値	5.5	0.0	0.0	140.0	130.0	340.0	240.0	42.5	40.0	0.0	0.0
G①	平均値	5.2	0.0	0.0	162.4	153.5	349.6	236.5	41.9	43.1	0.0	0.0
	中央値	5.0	0.0	0.0	140.0	130.0	360.0	230.0	40.0	40.0	0.0	0.0
G②	平均値	5.4	0.8	3.6	135.3	148.6	373.6	276.1	67.0	50.8	0.0	0.0
	中央値	5.5	0.0	0.0	120.0	125.0	360.0	260.0	60.0	40.0	0.0	0.0
G③	平均値	5.7	0.3	1.5	161.8	172.1	342.6	302.9	62.4	65.2	0.0	0.0
	中央値	6.0	0.0	0.0	150.0	140.0	330.0	270.0	50.0	50.0	0.0	0.0

〈事後〉		総時間	ア	イ	ウ	エ	オ	カ	キ	ク	ケ	コ
			事前書 面確認	前回指 導確認	見学	人員 基準	運営 基準	報酬 算定	指導 整理	講評	結果 整理	通知 作成
全体	平均値	5.5	0.0	0.0	0.0	0.0	3.2	0.0	26.8	0.1	190.5	107.3
	中央値	4.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	120.0	60.0
G①	平均値	5.3	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	12.2	0.0	224.1	77.8
	中央値	4.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	120.0	60.0
G②	平均値	6.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	52.7	0.3	162.6	139.5
	中央値	4.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	120.0	60.0
G③	平均値	5.4	0.0	0.0	0.0	0.0	9.1	0.0	13.6	0.0	196.8	102.6
	中央値	4.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	120.0	90.0

### Q3 実地指導の実施状況について (n96)

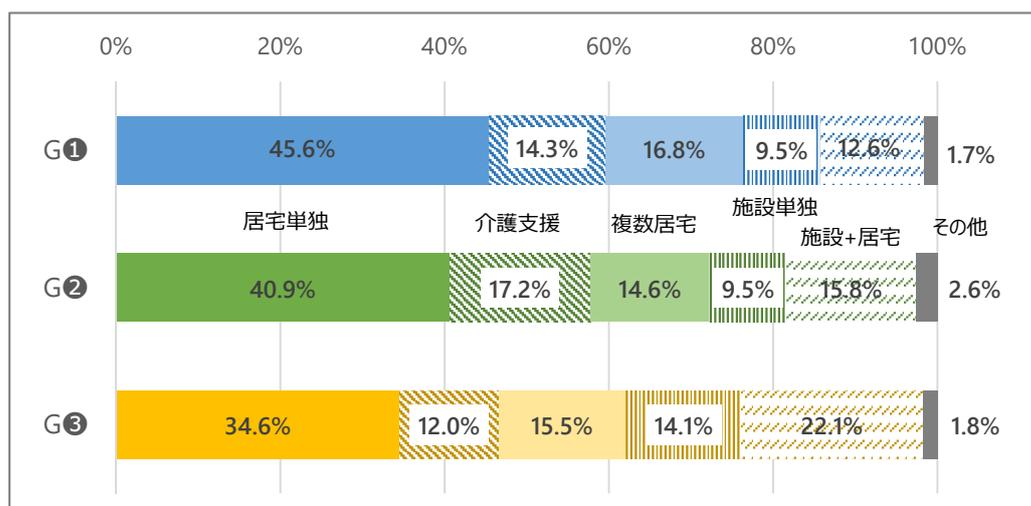
平成 28 年度 1 年間の実地指導の訪問パターン別 (Q2 における 4 つパターンに「施設サービス単独」、「その他」を加えた 6 パターン) の月ごとの訪問出動回数について、実施率偏差値による 3 グループ別の状況別に整理した。

総出動回数は、G①が 6,583 回、年平均 243.8 回、G②が 6,100 回、年平均 184.8 回、G③が 4,441 回、年平均 130.6 回であった。(地域特性、事業所整備状況、人員体制などは加味していない)

訪問パターン別の構成割合は、G①では「居宅単独」45.6%、「介護支援」14.3%、「施設+居宅」12.6% である一方、G③では、「居宅単独」は 34.6% (▲11.0 ポイント)、「施設+居宅」は 22.1% (+9.5 ポイント) となっていた。

〈図表 19〉

	総出動数	居宅単独	介護支援	複数居宅	施設単独	施設+居宅	その他	
G①	回数	6,583	3,004	942	1,106	625	827	112
	平均値	243.8	111.3	34.9	41.0	23.1	30.6	4.1
	(構成割合)		45.6%	14.3%	16.8%	9.5%	12.6%	1.7%
G②	回数	6,100	2,495	1,051	890	578	965	159
	平均値	184.8	75.6	31.8	27.0	17.5	29.2	4.8
	(構成割合)		40.9%	17.2%	14.6%	9.5%	15.8%	2.6%
G③	回数	4,441	1,536	532	689	625	980	78
	平均値	130.6	45.2	15.6	20.3	18.4	28.8	2.3
	(構成割合)		34.6%	12.0%	15.5%	14.1%	22.1%	1.8%



### 1.3 「実施率」×「1人あたり事業所数」(H28年度調査)による追加分析

追加分析として、平成28年度実績調査結果より、「実施率」と「担当者1人あたりの対象事業所数」を用いて、96自治体を二次元プロットし、今回アンケートのQ1（実地指導業務の効率的な実施について）の回答との相関分析を行い、実施率の高い自治体に共通する効率的な実施に向けた取り組みを整理した。

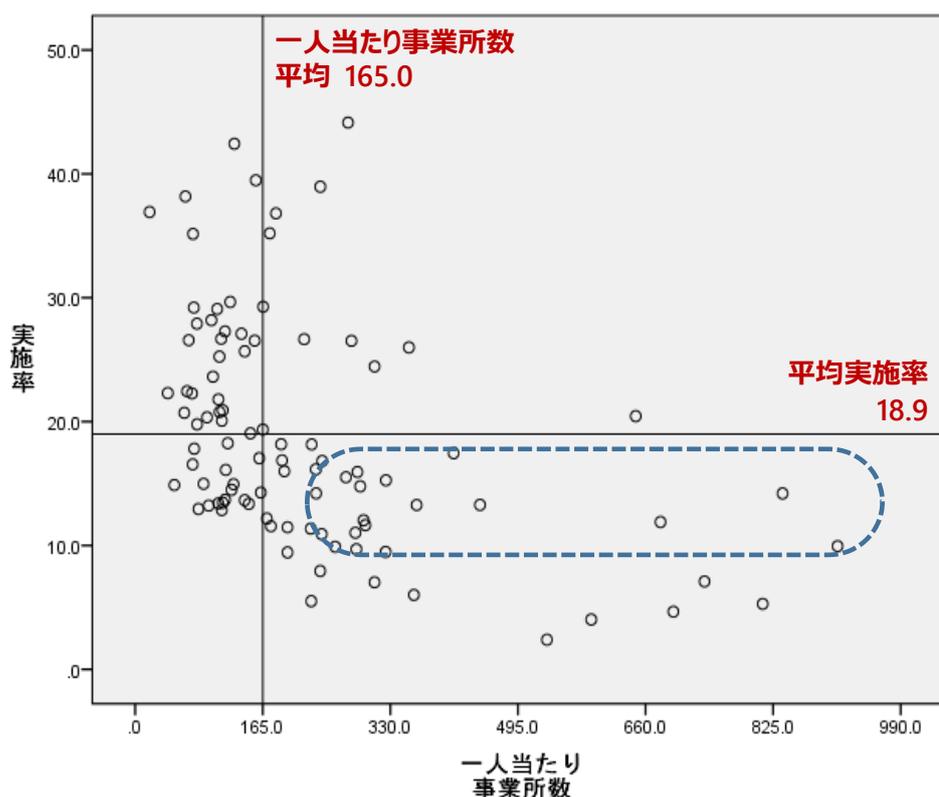
また、さらに「実施率」とQ1回答を用いて重回帰分析を行い、同様の整理を行った。

#### 【二次元プロット】

縦軸に「実施率」、横軸に「一人あたり事業所数」をとり、回答96自治体を二次元プロットしたものを図表20に示す。

同じ水準の実施率であっても、担当者1人あたりの対象事業所数には大きな開きがあるため、例えば、青破線囲みの自治体であれば、「多くの対象事業所数を持ちながら、平均を若干下回る実施率を維持している」ともみることができる。

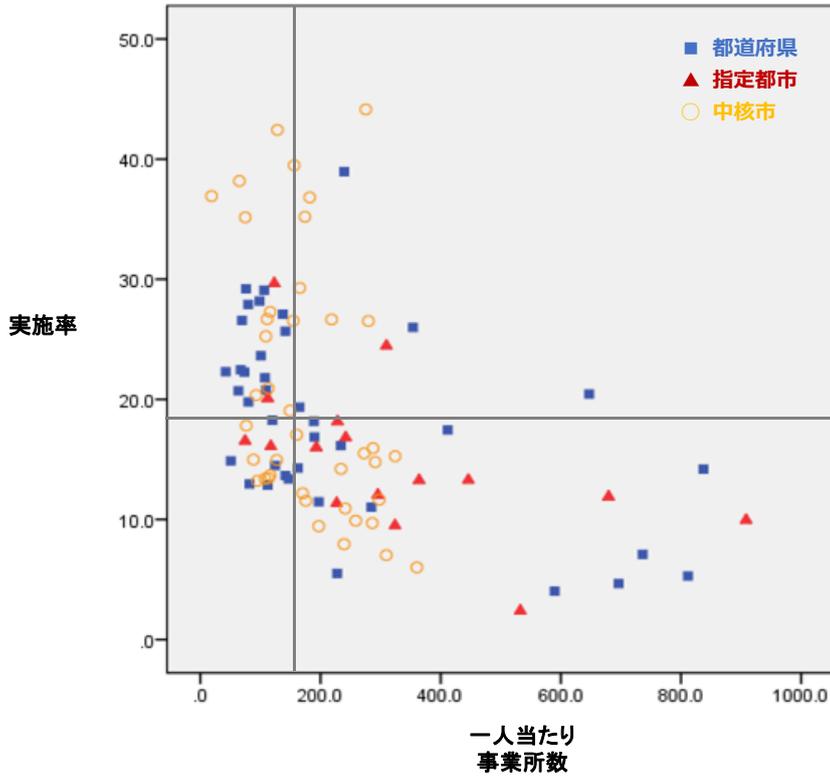
〈図表20〉



96 自治体のプロットについて、都道府県、指定都市、中核市の別に分類したものを図表 21-1 に示す。

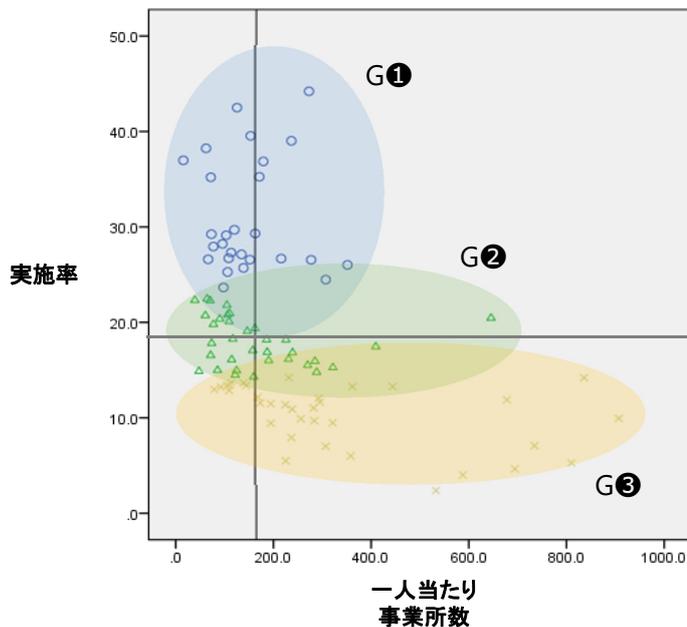
中核市では、一人当たり事業所数は 200 前後となっているが、都道府県、指定都市の一部は、広域または都市部の事情から、500 事業所を上回る自治体が見られた。

〈図表 21-1〉



また、前掲の実施率偏差値による 3 グループの分布エリアは図表 21-2 の通りであった。

〈図表 21-2〉



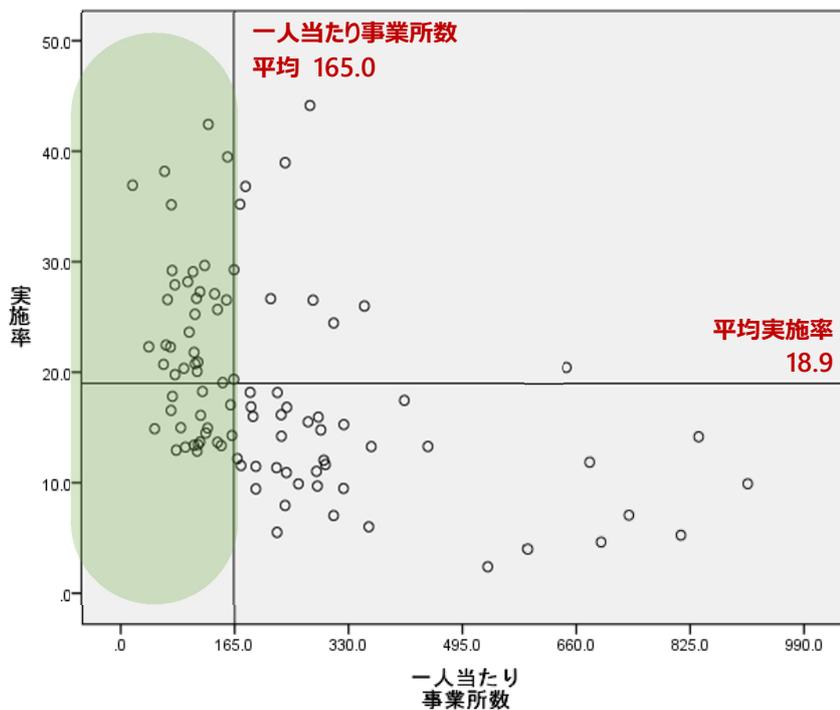
### 【相関分析】

全体で見れば、実施率と事業所数には中程度（ $r = 0.44$ ）の相関があり、1人当たりの事業所数が少ない程、実施率の効率が上がる傾向がみとれる（実施率を上げるには、1人当たりの事業所数を少なくする）。

しかし、1人当たりの事業所数が同じように少なくても、実施率が平均値以上の自治体もあれば、平均値以下の自治体もある。同様に1人当たりの事業所数が多くても、実施率が平均値以上の自治体もあれば、平均値以下の自治体もある。

そこで、ここでは1人当たりの事業所数について大きな差がないように2つにグループ分けした上で、実施率に影響を与える要因を相関分析により探る。1人あたり対象事業所数が少ない自治体（二次元プロット左）地域と多い地域（同右）に分けて、実施率とQ1の①指導対象の選定、②確認項目、③実施体制、④実施方法の回答状況の相関分析を行った。

まず、図表 22-1 に「1人あたり対象事業所数の少ない自治体」（緑のアミ範囲）についての結果を示す。



相関係数が正（プラス）の場合は、実施率が高い自治体で「○(該当する)」とした回答を示し、負（マイナス）の場合は、実施率が低い自治体で「○」とした回答を示している。数値が正負ともに大きいほど（0 から離れているほど）強い相関があることを示している。

1 人あたり対象事業所数が少ない自治体の場合、●を付した項目はプラスの強い相関があり、「他の指導・届出等で把握できる重複項目を省略」(.232)、「事前の書面確認を増やし、訪問当日の確認項目を軽減」(.229)などは実施率が高い自治体で「○」の回答が多かったことを示している。反対に、△を付した項目は、マイナスの強い相関があり、「適正化システムの結果から事業所を優先」(-.271)、「集団指導や日常の情報提供の充実(実地指導の内容を軽減)」(-.229)などは実施率が低い自治体で「○」の回答が多かった（共通している）ことを示している。

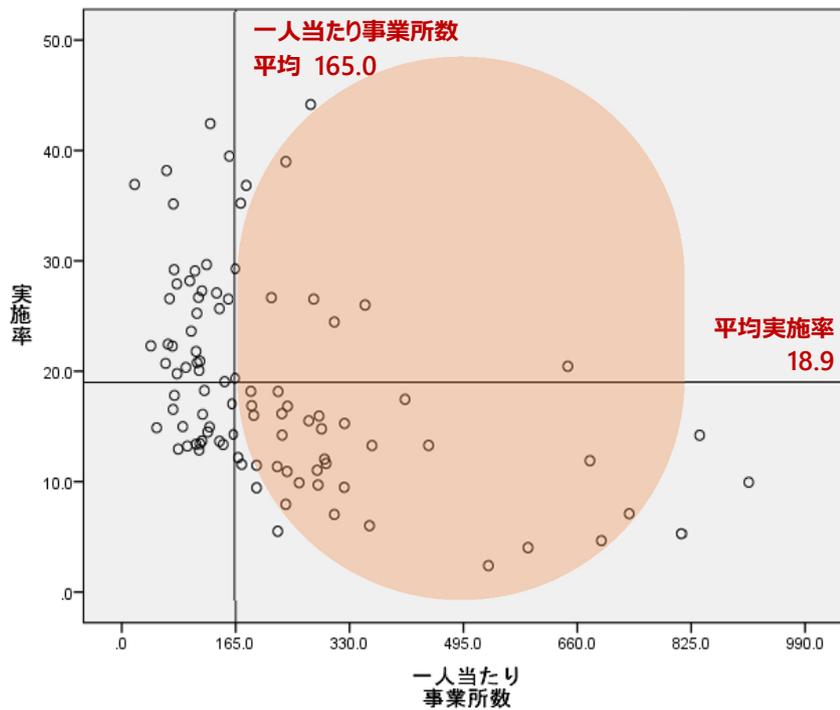
〈図表 22-1〉

Q1 の回答（対象選定、確認項目、実施体制、実施方法）		相関係数
	前回の指導結果によって指摘事項が多かった事業所等を優先	.216 ●
① 指導 対象 の 選 定	前回指導から期間が空いている事業所等を優先	.058
	同時に複数事業所に対して実地指導を実施できる事業所等を優先	-.159
	集団指導を欠席した事業所等を優先	-.034
	利用者の多い(運営規模の大きい)事業所等を優先	.195 ●
	年度によって重点化するサービス種類の事業所等を優先	-.076
	給付適正化システムの結果から要確認事業所等を優先	-.271 △
② 確 認 項 目	事前の書面確認を増やし、訪問当日の確認項目を軽減	.229 ●
	確認項目について、一律に重点化や簡素化	.004
	他の指導や届出等で把握できる重複項目を省略	.232 ●
	事業所等の特性に応じて確認項目を変更(重点化・簡素化)	.106
	訪問当日にチェックする利用者ごとの書面について抽出確認	.058
③ 実 施 体 制	指導業務の内容(事前通知、訪問、結果集約など)によって、専任者を配置	.040
	施設・居宅の別、サービス種類別などによって、部署や担当を専任化	-.110
	介護保険の指導監督業務に特化した専任部署・体制	-.034
	関連部署と連携(人員の融通・相互応援)	.107
	指導業務の内容(事前通知、訪問など)に応じて、外部機関への委託	-.189 △
	研修の強化・自己学習の奨励など、職員の技量向上	.177
④ 実 施 方 法	複数の事業所等を同時・同日実施できるようスケジュール調整	.173
	集団指導や日常の情報提供の充実(実地指導の内容を軽減)	-.229 △
	訪問当日の業務を効率的にするため、できる限り複数担当者で訪問	-.190 △
	部署内でスムーズに実施するためのマニュアルや手順書を独自に整備	-.016

また、図表 22-2 に「1 人あたり対象事業所数の多い自治体」（オレンジのアミ範囲）についての結果を示す。

1 人あたり対象事業所数が多い自治体（プロット右側）の場合、同じく、●を付した項目はプラスの強い相関があり、「介護保険の指導監督業務に特化した専任部署・体制」（.199）は実施率が高い自治体で「○」の回答が多かったことを示している。反対に、△を付した項目は、マイナスの強い相関があり、「関連部署と連携（人員の融通・相互応援）」（-.333）、「集団指導を欠席した事業所等を優先」（-.253）などは実施率が低い自治体で「○」の回答が多かった（共通している）ことを示している。

平成 28 年度実績において、1 人あたり対象事業所が多く、かつ、実施率の高かった自治体は、●の項目について「○」を付けた場合が多く、△の項目に「○」を付けない場合が多かったといえる。



〈図表 22-2〉

	Q1 の回答（対象選定、確認項目、実施体制、実施方法）	相関係数
① 指導 対象 の 選 定	前回の指導結果によって指摘事項が多かった事業所等を優先	-0.220
	前回指導から期間が空いている事業所等を優先	-0.131
	同時に複数事業所に対して実地指導を実施できる事業所等を優先	-0.101
	集団指導を欠席した事業所等を優先	<b>-0.272</b> △
	利用者の多い(運営規模の大きい)事業所等を優先	-0.127
	年度によって重点化するサービス種類の事業所等を優先	<b>-0.253</b> △
	給付適正化システムの結果から要確認事業所等を優先	-0.168
② 確 認 項 目	事前の書面確認を増やし、訪問当日の確認項目を軽減	-0.141
	確認項目について、一律に重点化や簡素化	-0.237
	他の指導や届出等で把握できる重複項目を省略	-0.141
	事業所等の特性に応じて確認項目を変更(重点化・簡素化)	-0.099
	訪問当日にチェックする利用者ごとの書面について抽出確認	.121
③ 実 施 体 制	指導業務の内容(事前通知、訪問、結果集約など)によって、専任者を配置	-0.204
	施設・居宅の別、サービス種類別などによって、部署や担当を専任化	-0.101
	介護保険の指導監督業務に特化した専任部署・体制	<b>.199</b> ●
	関連部署と連携(人員の融通・相互応援)	<b>-0.333*</b> △
	指導業務の内容(事前通知、訪問など)に応じて、外部機関への委託	-0.072
	研修の強化・自己学習の奨励など、職員の技量向上	-0.002
④ 実 施 方 法	複数の事業所等を同時・同日実施できるようスケジュール調整	.052
	集団指導や日常の情報提供の充実(実地指導の内容を軽減)	-0.237
	訪問当日の業務を効率的にするため、できる限り複数担当者で訪問	-0.062
	部署内でスムーズに実施するためのマニュアルや手順書を独自に整備	-0.181

## 【重回帰分析】

続いて、実施率と Q1 の①指導対象の選定、②確認項目、③実施体制、④実施方法の回答を用いて重回帰分析（Q1 への回答が実施率の結果にどの程度の関係性にあるか・寄与しているか、について、他の変数の影響を除去した上で相対的にその影響度を測定する分析方法）を行った。

重回帰分析では、統計処理で得られた数値正負を問わず、実施率により寄与している選択肢を残す（関係性の低い、または、関係性の類似している選択肢をカットする）という作業を繰り返し行い、その結果として 3 つ程度の寄与度の高い項目（選択肢）を残すことになる。“数値の大きさ”は関係性の強さを示し、“正負”の別は、プラスの場合に実施率が高い自治体で「○」がついた場合が多く、マイナスの場合は「○」が付かなかった場合が多かったことを示している。（統計処理のごく簡単なプロセスは下図を参照）

統計処理の回数	アンケート Q1 の (1)～(4) の選択肢	統計処理で得られた値 (関係性の強さ)
1	①前回の指導結果によって指摘事項が多かった事業所等を優先	.101
	①集団指導を欠席した事業所等を優先	.084
	①年度によって重点化するサービス種類の事業所等を優先	-.111
	①給付適正化システムの結果から要確認事業所等を優先	-.611
	②事前の書面確認を増やし、訪問当日の確認項目を軽減	.369
	②確認項目について、一律に重点化や簡素化	.029
	②他の指導や届出等で把握できる重複項目を省略	.165
	②事業所等の特性に応じて確認項目を変更(重点化・簡素化)	.164
	③介護保険の指導監督業務に特化した専任部署・体制	-.033
	③関連部署と連携(人員の融通・相互応援)	-.149
	④集団指導や日常の情報提供の充実(実地指導の内容を軽減)	-.391
2	①前回の指導結果によって指摘事項が多かった事業所等を優先	.102
	①集団指導を欠席した事業所等を優先	.081
	①年度によって重点化するサービス種類の事業所等を優先	-.115
	①給付適正化システムの結果から要確認事業所等を優先	-.604
	②事前の書面確認を増やし、訪問当日の確認項目を軽減	.367
	②他の指導や届出等で把握できる重複項目を省略	.167
	②事業所等の特性に応じて確認項目を変更(重点化・簡素化)	.169
	③介護保険の指導監督業務に特化した専任部署・体制	-.033
	③関連部署と連携(人員の融通・相互応援)	-.149
	④集団指導や日常の情報提供の充実(実地指導の内容を軽減)	-.387

11 の選択肢のうち、実施率との関係性が相対的に低い項目をカットする

2 回目の統計処理は、1 回目の結果でカットした「②確認項目について、一律に重点化や簡素化」を除いた 10 項目について、同じ処理を行う。（繰り返す）

図表 23-1 に「1 人あたり対象事業所数の少ない自治体」（緑アミの範囲）についての結果を示す。

図表左端の数字は処理の回数を示しているが、1 回目に 11 の選択肢が実施率との関係性が強いとするところからスタートする。順次上位の選択肢を残していき、最終的に（9 回目）Q1(1)の「給付適正化システムの結果から要確認事業所等を優先」（-.596）、Q1(2)の「事前の書面確認を増やし、訪問当日の確認項目を軽減」（.372）、Q1(4)の「集団指導や日常の情報提供の充実」（-.307）が残ったことを示している。

平成 28 年度実績で実施率が高い自治体では、Q1 の各設問の回答で、「給付適正化システムの結果から要確認事業所等を優先」に○が付かず、Q1(2)の「事前の書面確認を増やし、訪問当日の確認項目を軽減」に○が付き、Q1(4)の「集団指導や日常の情報提供の充実」に○が付かない、という共通の傾向がみられた。

〈図表 23-1〉

1	①前回の指導結果によって指摘事項が多かった事業所等を優先	.101	
	①集団指導を欠席した事業所等を優先	.084	
	①年度によって重点化するサービス種類の事業所等を優先	-.111	
	①給付適正化システムの結果から要確認事業所等を優先	-.611	
	②事前の書面確認を増やし、訪問当日の確認項目を軽減	.369	
	②確認項目について、一律に重点化や簡素化	.029	
	②他の指導や届出等で把握できる重複項目を省略	.165	
	②事業所等の特性に応じて確認項目を変更(重点化・簡素化)	.164	
	③介護保険の指導監督業務に特化した専任部署・体制	-.033	
	③関連部署と連携(人員の融通・相互応援)	-.149	
	④集団指導や日常の情報提供の充実(実地指導の内容を軽減)	-.391	
2	①前回の指導結果によって指摘事項が多かった事業所等を優先	.102	
	①集団指導を欠席した事業所等を優先	.081	
	①年度によって重点化するサービス種類の事業所等を優先	-.115	
	①給付適正化システムの結果から要確認事業所等を優先	-.604	
	②事前の書面確認を増やし、訪問当日の確認項目を軽減	.367	
	②他の指導や届出等で把握できる重複項目を省略	.167	
	②事業所等の特性に応じて確認項目を変更(重点化・簡素化)	.169	
	③介護保険の指導監督業務に特化した専任部署・体制	-.033	
	③関連部署と連携(人員の融通・相互応援)	-.149	
		④集団指導や日常の情報提供の充実(実地指導の内容を軽減)	-.387
3	①前回の指導結果によって指摘事項が多かった事業所等を優先	.110	
	①集団指導を欠席した事業所等を優先	.078	
	①年度によって重点化するサービス種類の事業所等を優先	-.118	
	①給付適正化システムの結果から要確認事業所等を優先	-.588	
	②事前の書面確認を増やし、訪問当日の確認項目を軽減	.365	
	②他の指導や届出等で把握できる重複項目を省略	.169	
	②事業所等の特性に応じて確認項目を変更(重点化・簡素化)	.163	
	③関連部署と連携(人員の融通・相互応援)	-.151	
		④集団指導や日常の情報提供の充実(実地指導の内容を軽減)	-.390

(続き)

4	①前回の指導結果によって指摘事項が多かった事業所等を優先	.120	
	①年度によって重点化するサービス種類の事業所等を優先	-.141	
	①給付適正化システムの結果から要確認事業所等を優先	-.566	
	②事前の書面確認を増やし、訪問当日の確認項目を軽減	.355	
	②他の指導や届出等で把握できる重複項目を省略	.154	
	②事業所等の特性に応じて確認項目を変更(重点化・簡素化)	.163	
	③介護保険の指導監督業務に特化した専任部署・体制	-.127	
	④集団指導や日常の情報提供の充実(実地指導の内容を軽減)	-.377	
5	①前回の指導結果によって指摘事項が多かった事業所等を優先	.119	
	①給付適正化システムの結果から要確認事業所等を優先	-.582	
	②事前の書面確認を増やし、訪問当日の確認項目を軽減	.340	
	②他の指導や届出等で把握できる重複項目を省略	.169	
	②事業所等の特性に応じて確認項目を変更(重点化・簡素化)	.115	
	③関連部署と連携(人員の融通・相互応援)	-.118	
	④集団指導や日常の情報提供の充実(実地指導の内容を軽減)	-.377	
	6	①前回の指導結果によって指摘事項が多かった事業所等を優先	.147
①給付適正化システムの結果から要確認事業所等を優先		-.573	
②事前の書面確認を増やし、訪問当日の確認項目を軽減		.339	
②他の指導や届出等で把握できる重複項目を省略		.169	
③関連部署と連携(人員の融通・相互応援)		-.102	
④集団指導や日常の情報提供の充実(実地指導の内容を軽減)		-.355	
7		①前回の指導結果によって指摘事項が多かった事業所等を優先	.152
		①給付適正化システムの結果から要確認事業所等を優先	-.578
	②事前の書面確認を増やし、訪問当日の確認項目を軽減	.319	
	②他の指導や届出等で把握できる重複項目を省略	.148	
	④集団指導や日常の情報提供の充実(実地指導の内容を軽減)	-.312	
	8	①前回の指導結果によって指摘事項が多かった事業所等を優先	.194
		①給付適正化システムの結果から要確認事業所等を優先	-.693
		②事前の書面確認を増やし、訪問当日の確認項目を軽減	.326
④集団指導や日常の情報提供の充実(実地指導の内容を軽減)		-.277	
9		①給付適正化システムの結果から要確認事業所等を優先	<b>-.596</b>
		②事前の書面確認を増やし、訪問当日の確認項目を軽減	<b>.372</b>
		④集団指導や日常の情報提供の充実(実地指導の内容を軽減)	<b>-.307</b>

また、図表 23-2 に「1 人あたり対象事業所数の多い自治体」（オレンジ枠）についての結果を示す。

同じく、11 の選択肢が実施率との関係性が強いとするところからスタート、順次上位の選択肢を残していき、最終的に（9 回目）、Q1(1)の「集団指導を欠席した事業所等を優先」（-.247）、Q1(3)の「介護保険の指導監督業務に特化した専任部署・体制」（.195）、Q1(3)の「関連部署と連携(人員の融通・相互応援）」（-.308）が残ったことを示している。

平成 28 年度実績調査で実施率が高い自治体では、Q1 の各設問の回答として、「集団指導を欠席した事業所等を優先」に○が付かず、Q1(3)の「介護保険の指導監督業務に特化した専任部署・体制」に○が付く、Q1(3)の「関連部署と連携(人員の融通・相互応援)」に○が付かない、という共通の傾向がみられた。

〈図表 23-2〉

1	①前回の指導結果によって指摘事項が多かった事業所等を優先	-120
	①集団指導を欠席した事業所等を優先	-206
	①年度によって重点化するサービス種類の事業所等を優先	-087
	①給付適正化システムの結果から要確認事業所等を優先	-205
	②事前の書面確認を増やし、訪問当日の確認項目を軽減	-075
	②確認項目について、一律に重点化や簡素化	.004
	②他の指導や届出等で把握できる重複項目を省略	.008
	②事業所等の特性に応じて確認項目を変更(重点化・簡素化)	-112
	③介護保険の指導監督業務に特化した専任部署・体制	.135
	③関連部署と連携(人員の融通・相互応援)	-301
④集団指導や日常の情報提供の充実(実地指導の内容を軽減)	-087	
2	①前回の指導結果によって指摘事項が多かった事業所等を優先	-120
	①集団指導を欠席した事業所等を優先	-206
	①年度によって重点化するサービス種類の事業所等を優先	-086
	①給付適正化システムの結果から要確認事業所等を優先	-206
	②事前の書面確認を増やし、訪問当日の確認項目を軽減	-074
	②他の指導や届出等で把握できる重複項目を省略	.008
	②事業所等の特性に応じて確認項目を変更(重点化・簡素化)	-112
	③介護保険の指導監督業務に特化した専任部署・体制	.135
	③関連部署と連携(人員の融通・相互応援)	-300
	④集団指導や日常の情報提供の充実(実地指導の内容を軽減)	-086
3	①前回の指導結果によって指摘事項が多かった事業所等を優先	-119
	①集団指導を欠席した事業所等を優先	-203
	①年度によって重点化するサービス種類の事業所等を優先	-086
	①給付適正化システムの結果から要確認事業所等を優先	-210
	②事前の書面確認を増やし、訪問当日の確認項目を軽減	-071
	②事業所等の特性に応じて確認項目を変更(重点化・簡素化)	-111
	③介護保険の指導監督業務に特化した専任部署・体制	.134
	③関連部署と連携(人員の融通・相互応援)	-301
	④集団指導や日常の情報提供の充実(実地指導の内容を軽減)	-086

(続き)

4	①前回の指導結果によって指摘事項が多かった事業所等を優先	-107	
	①集団指導を欠席した事業所等を優先	-219	
	①年度によって重点化するサービス種類の事業所等を優先	-094	
	①給付適正化システムの結果から要確認事業所等を優先	-200	
	②事前の書面確認を増やし、訪問当日の確認項目を軽減	-081	
	②事業所等の特性に応じて確認項目を変更(重点化・簡素化)	-116	
	③介護保険の指導監督業務に特化した専任部署・体制	.157	
	③関連部署と連携(人員の融通・相互応援)	-311	
5	①前回の指導結果によって指摘事項が多かった事業所等を優先	-120	
	①集団指導を欠席した事業所等を優先	-213	
	①給付適正化システムの結果から要確認事業所等を優先	-226	
	②事前の書面確認を増やし、訪問当日の確認項目を軽減	-109	
	②事業所等の特性に応じて確認項目を変更(重点化・簡素化)	-118	
	③介護保険の指導監督業務に特化した専任部署・体制	.161	
	③関連部署と連携(人員の融通・相互応援)	-328	
	6	①前回の指導結果によって指摘事項が多かった事業所等を優先	-121
①集団指導を欠席した事業所等を優先		-230	
①給付適正化システムの結果から要確認事業所等を優先		-226	
②事前の書面確認を増やし、訪問当日の確認項目を軽減		-122	
③介護保険の指導監督業務に特化した専任部署・体制		.139	
③関連部署と連携(人員の融通・相互応援)		-317	
7		①前回の指導結果によって指摘事項が多かった事業所等を優先	-115
		①集団指導を欠席した事業所等を優先	-214
	①給付適正化システムの結果から要確認事業所等を優先	-234	
	③介護保険の指導監督業務に特化した専任部署・体制	.150	
	③関連部署と連携(人員の融通・相互応援)	-326	
	8	①集団指導を欠席した事業所等を優先	-226
		①給付適正化システムの結果から要確認事業所等を優先	-227
		③介護保険の指導監督業務に特化した専任部署・体制	.161
③関連部署と連携(人員の融通・相互応援)		-341	
9		①集団指導を欠席した事業所等を優先	-247
		③介護保険の指導監督業務に特化した専任部署・体制	.195
		③関連部署と連携(人員の融通・相互応援)	-308

## 2 一般市区（人口 10 万人以上）アンケート

### 〈調査実施概要〉

#### ①調査目的

実地指導の対象事業所数や実施率について、自治体ごとの把握が行われてこなかった一般市町村における実地指導の実施状況について実態把握を行うとともに、地域密着型サービスについての業務量調査も行い、今後の一般市町村に対する実地指導に関する支援策や都道府県等への情報提供を行うための基礎資料を得ることを目的とする。

#### ②調査対象

人口 10 万人以上の一般市町村 計 215 市区

#### ③調査方法

質問紙の郵送アンケート形式

#### ④調査項目

- i) 実地指導の人員体制および実施状況について
- ii) 実地指導業務の実態について（地域密着型通所介護の業務量）
- iii) 意見（記述回答）

#### ⑤調査期間

平成 29 年 12 月 19 日～平成 30 年 1 月 15 日

#### ⑥回答状況

156 自治体（回答率 72.6%）

## 1.1 全体集計結果

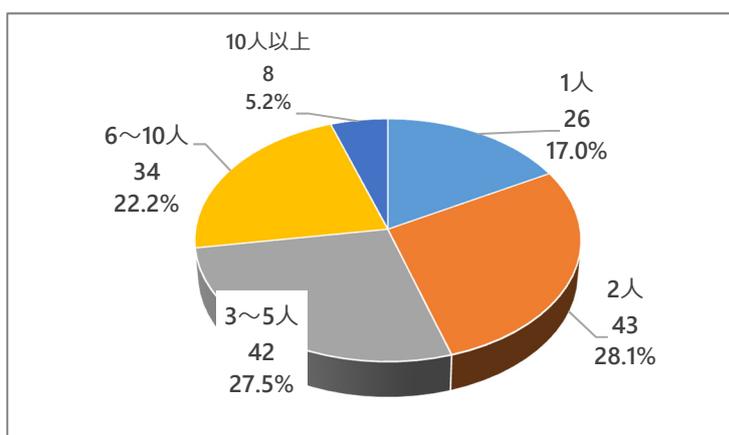
### Q1 実地指導の人員体制および実施状況について

#### (1) 指導を行う職員数について (n153)

一般市区の実地指導にあたる人員体制は、「2人」が28.1%と最も多く、次いで、「3～5人」が27.5%、「6～10人」が22.2%の順であった。また、出先機関において担当している場合が2自治体（いずれも本庁職員は0人）、事務受託法人に一部委託をしている場合が15自治体あった。

合計の人員体制の平均は4.75人であった。

〈図表 24〉



#### (2) 実地指導の対象事業所について

対象事業所数 (n155) と平成 28 年度の実地指導数 (n149) は、図表 25 の通りである。

「地域密着型通所介護」が4,902事業所と最も多く、次いで「グループホーム(GH)」2,415事業所、「認知症対応型通所介護」1,026事業所、「小規模多機能型居宅介護」981事業所の順であった。

対象事業所数は平均71.3事業所、平成28年度の実地指導数は平均15.3事業所であった。また、担当者1人あたりの対象事業所数は、15.0事業所であった。

〈図表 25〉

	定期巡回	夜間対応	認知症通所介	小規模多機能	GH	地域密特定	地域密福施設	看護小規模	地域密通所介	予防支援	計
対象数	177	51	1,026	981	2,415	61	378	84	4,902	977	11,052
(平均)	1.14	0.33	6.62	6.33	15.6	0.39	2.44	0.54	31.6	6.3	71.3
実施数	35	5	226	254	656	17	113	22	846	110	2,284
(平均)	0.23	0.03	1.52	1.7	4.4	0.11	0.76	0.15	5.68	0.74	15.3

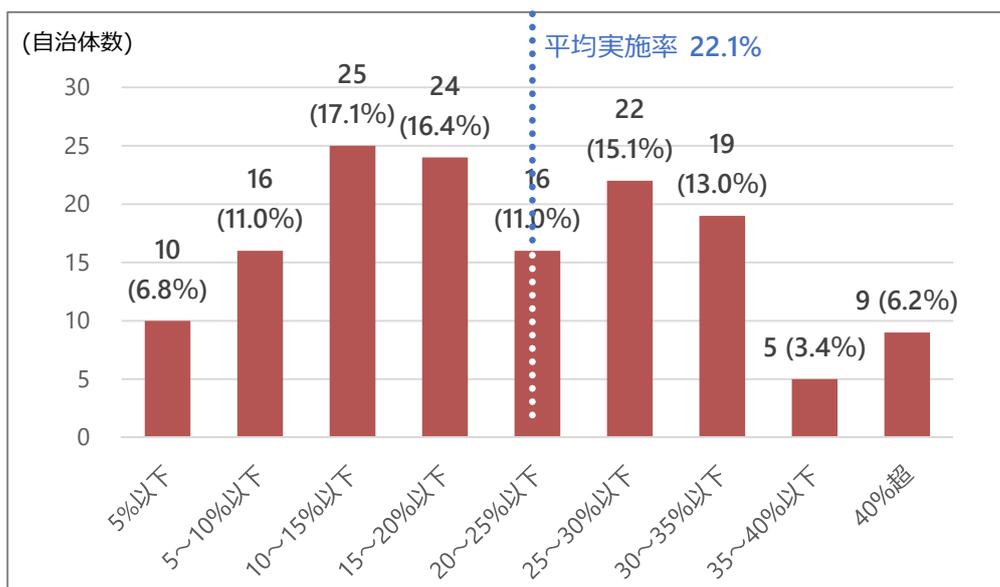
(3) 実施率について (n146)

一般市区の現地指導の実施率平均は 22.1%であった。

階級ごとの分布は、「10～15%以下」が 17.1%と最も多く、次いで、「15～20%以下」が 16.4%、「25～30%以下」が 15.1%の順であった。

実施率 10%以下の自治体が 17.8%あり、他方、40%超は 6.2%であった。また、約 6 割の自治体で、実施率の目安となる“更新期間内に 1 回の指導実施 16.7%”を上回っていた。

〈図表 26〉



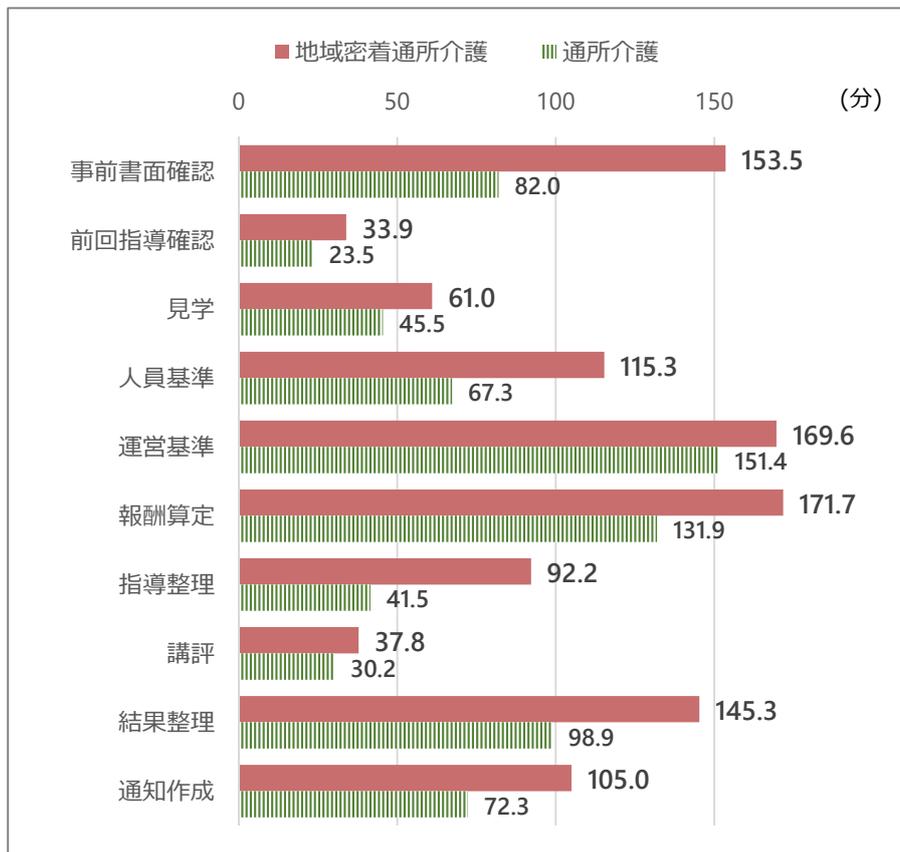
## Q2 実地指導業務の実態について (n155)

一般市区アンケートでも、都道府県～中核市アンケートで実施した業務量にかかる設問（対象事業所等への訪問出勤の前後を含めた一連実地指導業務のおおよその投入時間）を設定した。想定するサービス種類と訪問パターンは、地域密着型通所介護 1 事業所への実地指導とした。

図表 27-1 に、地域密着型通所介護事業所への実地指導の業務別の投入時間について、通所介護事業所（図表 5-1 再掲）と対比させて示す。

いずれの業務についても、通所介護事業所への実地指導の場合を上回る時間が投入されていて、特に、「事前書面確認」（153.5 分）、「指導整理」（92.2 分）については、約 2 倍の時間が費やされていた。全体的に長時間化となっているが、業務ごとのおおよその配分は前掲の居宅サービス等への実地指導とほぼ同様の傾向にあった。

〈図表 27-1〉

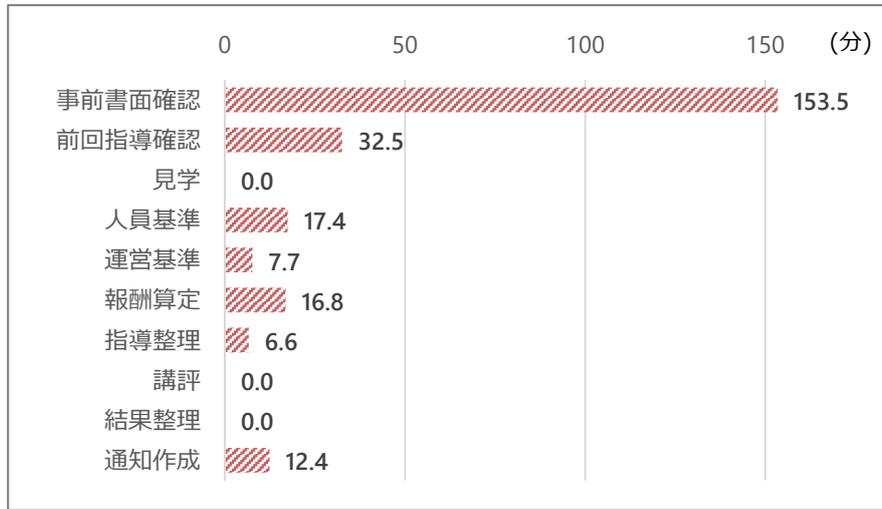


総時間	地域密着型通所介護	1,085.3 分 (18.1 時間)	+ 340.9 分
	通所介護	744.4 分 (12.4 時間)	

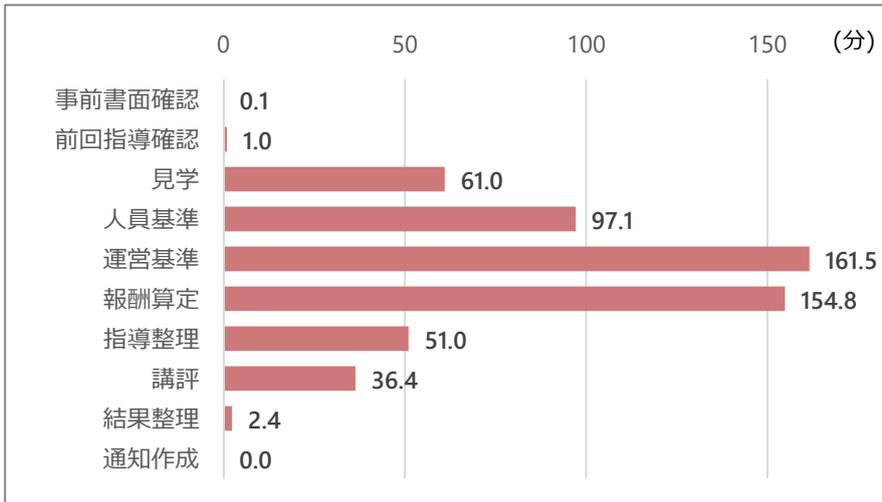
それぞれの業務について、事前、訪問当日、事後(訪問後) のどのタイミングで実施されていたかについては、次頁の図表（時間区分ごとの整理）の通りであった。

〈図表 27-2〉

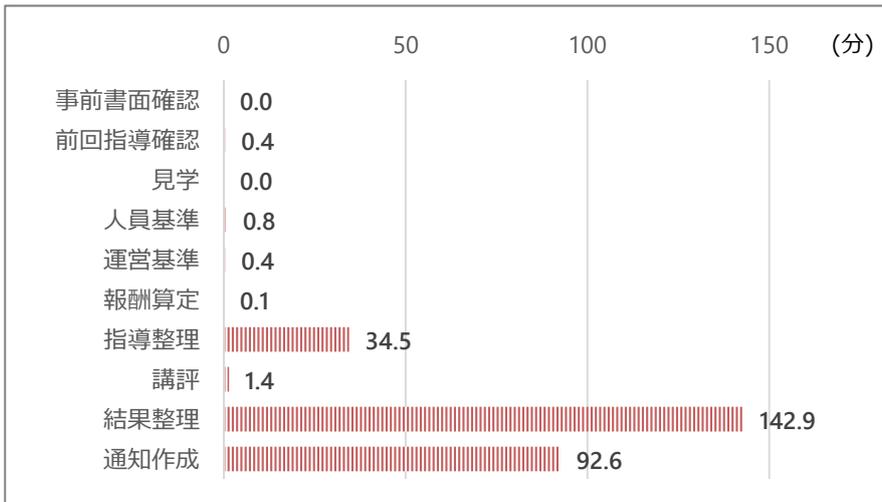
事前)



当日)



事後)



### Q3 効率的な実地指導の実施についての意見

「効率的な実施指導の実施」についての意見について、主なものを抜粋して掲載する。

①	<p>・サービスごとの指導検査基準、事前提出書類、指導事項票、当日のチェックシートなどについて、ひな形を作成して公表してほしい。</p> <p>・現場でどの資料をどのように○をすればよいのかなど、具体的な実務を知る研修を開催してほしい。</p>
②	<p>基準を満たしているかどうかの指導にとどまらず、介護サービス計画の内容や具体的な介護の仕方等に指導が及んでしまい、ケアプラン点検や事例検討のような状況になり、そこに多くの時間を費やす結果になってしまっている。丁寧に指導しているともえるが、効率的な実地指導という観点では、実施が難しい現状にある。</p>
③	<p>事前提出書類や、当日確認書類等、不備がある事業所が多い。大きい法人で事務専門の職員がいる場合はあまり支障ないが、特に地域密着型通所介護事業所の場合、現場職員が事務を行っていることが多く、現場が忙しく事務処理まで手が回っていない現況であり書類作成ができていない（マニュアル等）ため、指導に時間がかかる。</p>
④	<p>各市町村は、各事業所と介護計画を共に推進していく関係であることから、実地指導は第三者的立場の機関が担当する方が効果はあると思われる。</p>
⑤	<p>詳細はマニュアルがあれば、指導内容の統一や効率化による時間短縮につながる。</p>
⑥	<p>細かい実地指導マニュアルがあれば、もう少し効率的に実施できると思う。</p>
⑦	<p>事前の提出資料にて、可能な限り事前確認を行い、実地指導時の主な確認点やそれぞれの担当が確認する項目や役割を明確にしておくことが重要と考えます。どの自治体でも、共通的に使用できる指導事項票があれば自治体ごとに差がなく指導をしていくことができるのではないかと思います。</p>
⑧	<p>事前提出書類を求める外、事前に給付実績の確認を行う。</p>
⑨	<p>人事異動等により、配属された直後であっても実地指導を行えるようなマニュアルやチェックシートを作成してほしい。</p> <p>マニュアルは、介護保険施設等実地指導マニュアル（平成 22 年 3 月改訂版）の p 109・ヒアリングの具体的な事例のように、口頭で聞き取りすべき事項や確認すべき書類がわかるようにし、各加算項目全ての掲載があれば初心者でもわかりやすい。チェックシートは、自己点検シートをもとにし、実地指導時に確認すべき項目や書類がチェックするだけですべて確認できるように作成してほしい。また、先進市町村の実地指導に同行し、研修できるような機会を作ってほしい。</p>
⑩	<p>平成 30 年度には、居宅介護支援事業所が新たに県より権限移譲される等、権限移譲により指定事業所が増加する傾向にある中で、より効率的かつ適切な指導が行えるような指導マニュアルを作成し事務を省力化する等、限られた人員の中で指導の質を維持していく方策を検討していく必要がある。</p>
⑪	<p>（地域密着型）通所介護の管理者は資格要件がないため、事業についての理解が乏しく、実地指導が非効率になることがある。適切なサービス提供のためにも、資格要件を付すべきだと考える。</p>
⑫	<p>市町では担当する職員も少なく、人事異動等による担当者も頻繁にあることから、県下で統一的な継続した実地指導に関する研修が必要</p>
⑬	<p>県指定の事業所への実地指導に保険者として同行しているが、県の年度スケジュールを知らされていないため、直前の通知となり対応に苦慮している。</p> <p>制度改正により、市町村が指導すべき事業所数が増加している中、介護保険担当部署の人員は変わっていないため、今後十分な指導が行えるのか不安である。</p>

	<ul style="list-style-type: none"> <li>・事前に資料等で調査するポイントを整理することが大切である。</li> </ul>
⑭	<ul style="list-style-type: none"> <li>・効率的な実地指導の実施には、経験やノウハウの積み重ねが必要であるが、定期的な職員異動がある中でどのように継承していくかが課題である。</li> </ul>
⑮	<p>人事異動等もあり経験も少ないので、市町村所管の実地指導でも、希望すれば県等から同行してもらえるようなことがあればありがたい。</p>
⑯	<p>指導項目を一覧にまとめた指導事項票を作成し、実地指導当日に相互に指摘内容を確認し合えるように活用している。</p>
⑰	<ul style="list-style-type: none"> <li>・指導内容に困ったとき、案件を相談できる国のコールセンターなどがあるとよい。市町村それぞれが独自の判断で指導すると、隣の市町村と異なる指導をすることもあり得る。国として指摘レベルの統一した文例集や、参考となる Q &amp; A 集を出してほしい（監査指導用に）。</li> <li>・社会福祉法人は、今年度国がガイドラインを発出し、統一してくれた。</li> </ul>
⑱	<p>地域密着型サービス事業所を担当する部署は 7 人（管理職除く）しかおらず、地域支援事業全般・地域包括支援センター指導・養護老人ホーム入所措置・老人クラブ事務局・敬老関連事業など多岐にわたっており、実地指導に割ける余力は全くない。こども・障害・老人施設を包括して実地指導する組織の創設を希望しているが、定員削減計画に取り組んでいることもあり、実現していない。</p> <p>また、法改正による権限移譲により、地域密着型通所介護・居宅介護支援事業所の指定、監査権限が市町村に移行され、事務量の増加が容易に予想される。</p>
⑲	<p>サービス事業別、実地指導のマニュアル作成や、判断に困ったときの Q &amp; A 等を作成し活用していく。</p>
⑳	<ul style="list-style-type: none"> <li>・地域密着型通所介護事業所等、北海道からの権限委譲後初回の実地指導や前回の指導から期間が空いている事業所については通常より時間を要したり、基準違反が多くみられ、返還や継続指導を行うこともあり、実働時間が多くなったとしても 2～3 年に 1 度は実地指導を行うことが適切と考える。</li> <li>・実地指導だけでなく、年 1 回全事業所から提出のある現況報告書を活用し、通常からの指導の実施や、必要に応じて実地指導を検討する等、事業所運営の適正化を図っていくことが重要。</li> <li>・各事業所において、ケアプランの不備を指摘することが多く、時間を要する。集団指導を有効に実施する方法も検討しなければならないと考える。</li> <li>・H30 年度から居宅介護事業所の指定が市町村へ権限委譲される件について、都市部の研修開催や詳細が決定していない段階での画一的なテレビ会議だけではない研修会の実施がないと、指導レベルの均一化は困難である。</li> </ul>
㉑	<ul style="list-style-type: none"> <li>・根拠が本市の条例以外（消防法、労働基準法等）となる項目について、指導すべきか判断に迷うことがある。また、当該項目については確認範囲が広く、根拠となり得る法令・通知等の種類が多いので、根拠を捜すのに時間を要するケースが多い。</li> <li>・指導の結果、改善状況の報告を求めるもの（本市においては「文書指摘」）とそうでないもの（本市においては「口頭指摘」）の決定について基準が示されておらず、判断に苦慮することがある。また、自治体により判断の基準が異なることもあるようなので、事業所から「市で判断が違うのか」と言われることがある。</li> </ul>
㉒	<ul style="list-style-type: none"> <li>・実地指導検査を担当（兼務）する者は、業務で苦情処理、事故報告、ケアプラン点検を担当していると日々の業務の中で検査を行った方が良い事業所の洗い出しを行うことができると感じます。また、指定業務担当者、給付担当者が実地業務に携わることにより、検査当日の流れがスムーズになると感じます。</li> <li>・逆に、要介護認定審査会業務、負担限度額認定業務、補助金業務との兼務は、仕事の流れ、質が全く異なるため、大変負担に感じます。</li> </ul>

⑳	平成 28、29 年度の 2 か年をかけて地域密着型通所介護事業所の実地指導を優先的に行ったため、地域密着型通所介護以外の事業所への実地指導について来年度以降の対応が懸案となっており、また来年度の居宅介護支援事業所の権限移譲への対応もあることから、1 事業所に対する指導を現状の 3 人体制から 2 人体制に変更することや、1 事業所に費やす時間の短縮（現状の一日（5 時間）から半日（3 時間程度）への変更）、各担当の業務分担なども検討していかなくてはならなくなってきていると思われる。
㉑	区には事業所が多数あり、中には当区に事業所はあるが区外が保険者の利用者のみということがある。実地指導権限は当区になるが、区被保険者の利用者がいない場合、なかなか踏込んだ指導ができないのが現状である。このような他区に渡る広域的な案件については、ぜひ都に積極的に関わってほしいと考えている。
㉒	指導室等が設けられておらず、他の業務と兼ねながら実地指導の対応をしている。指導監査においては個人の力量・経験に左右される部分が大きく、ノウハウを引き継ぐのが難しい。そのため、指定権限の委譲等により指導監査業務が増加することが予想されるが、組織的な対応ができる状況とはなっていない。
㉓	市町村単独での指導実施で市町村間に指導差が生じるのは制度上適切ではないと考えます。都道府県とも協力の上で、再度都道府県へも指導権限を付し、圏域レベルで調整協力しながら実施することが望ましく、指導ノウハウが蓄積されより効率的効果的な指導となるのではないのでしょうか。
㉔	<ul style="list-style-type: none"> <li>・確認すべきポイントを各都道府県において、マニュアル化すると効率的であり、かつ、指導内容の平準化がはかれる。</li> <li>・指定段階で、厳しめの要件を課すと違反が減る可能性もある。</li> </ul>
㉕	<ul style="list-style-type: none"> <li>・人事異動により定期的に実地指導の担当者が変わりますが、新任者は指定基準や実地指導の手法等を理解し、適切な実地指導が行えるようになるまでに時間がかかります。昨年度より、厚生労働省主催の「介護保険指導監督等市町村職員研修」が年明けに開催されていますが、新任者のために、年度当初に開催していただけるとありがたいです。</li> <li>・特に人員基準や介護報酬の請求に関する基準において、解釈のしかたが曖昧な部分があり、関係通知や Q&amp;A 等を参照しても判断が難しい場合があります。そのため、①基準等の解釈のしかたの決定から、事業者への対応の決定まで、庁内の意思決定に時間がかかる（当市では給付費分科会等の資料により、基準の趣旨を確認したり、近隣市町の解釈方法の情報を集めたりしたうえで、意思決定を行っているため）、②自治体により基準の解釈のしかたが異なる場合があり、複数の自治体に跨って事業展開している事業者を困惑させたり、指導に対する理解を得られにくいといった問題があります。基準の解釈のしかたについて、厚生労働省に照会を行う体制や、市町の担当者どうしで意見交換を行うことができる体制が整備されれば、効率的な実地指導が可能になると思います。</li> </ul>
㉖	<ul style="list-style-type: none"> <li>・人事異動による指導レベルの差が大きい。国が実施する市町村職員対象の研修会は全国で 3 ヶ所のみであるため、都道府県単位で実施していただきたい。</li> <li>・実地指導を行えるケアマネジャーなどの専門職を配置することが難しいため、居宅介護支援事業所に対して、ケアプランの質の向上を目的とした支援、指導を効果的に行うことが難しい。ケアプラン作成支援、指導に特化した指定市町村事務受託法人の指定について、都道府県が積極的に関与してほしい。</li> </ul>
㉗	業務全体の指導を行うのではなく、運営面・サービス面にしぼって行っている。

## 1.2 実施率グループ別の整理

次に、Q1 の調査結果（実施率）を用いて全体をグループ分けして、Q2 の実地指導の業務量（対象事業所等への訪問出動の前後を含めた一連実地指導業務のおおよその投入時間）の傾向を比較した結果を示す。

図表 28 に、実施率によるグループ分け、およびそれぞれのグループの自治体数を整理した。実施率を算出できる有効回答 146 自治体について、実施率平均 22.1%より上を G㉞（65 自治体）、下を G㉟（81 自治体）と分類した。

〈図表 28〉

		G㉞	G㉟
<b>実施率</b>		平均より上 > 22.1%	平均より下 22.1%>
調査回答数	146	65	81
<b>実施率平均値</b>	<b>22.1</b>	33.7	12.8

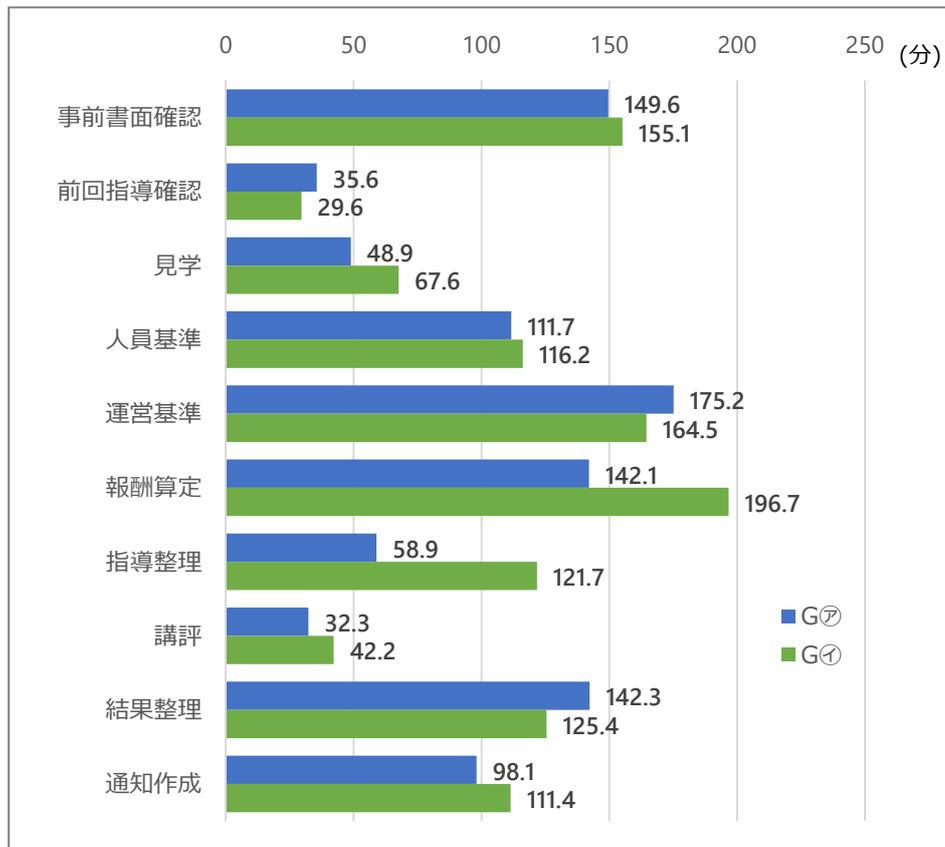
**Q2 実地指導業務の実態について（実地指導の業務量）（n146）**

地域密着型通所介護 1 事業所を想定した業務量について、G㉞・㉟別に整理する。まず、合計時間で概観し、続いて、事前・訪問当日・事後ごとの詳細を示す。

2 グループにおいて差異が現れているのは、「報酬算定(にかかる確認)」で G㉟の業務量が 1 時間弱の多い点、「指導整理」で同じく G㉟の業務量が約 2 倍となっている点であった。他の業務については顕著な差異がみられないことから、当該 2 業務の効率化が全体時間の短縮につながると言える。

次ページに、事前、訪問当日、事後に分けた業務量の平均値、中央値を整理している。

〈図表 29-1〉



総時間	G㉞	994.7 分 (16.6 時間)	(G㉟との差)
	G㉟	1,130.5 分 (18.8 時間)	+135.8 分

〈図表 29-2〉

〈事前〉		総時間	ア	イ	ウ	エ	オ	カ	キ	ク	ケ	コ
			事前書 面確認	前回指 導確認	見学	人員 基準	運営 基準	報酬 算定	指導 整理	講評	結果 整理	通知 作成
全体	平均値	<b>4.2</b>	153.5	32.5	0.0	17.4	7.7	16.8	6.6	0.0	0.0	12.4
	中央値	<b>3.0</b>	90.0	20.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
G㉔	平均値	<b>4.2</b>	149.6	34.7	0.0	18.3	12.6	14.9	7.4	0.0	0.0	9.2
	中央値	<b>2.0</b>	60.0	20.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
G㉕	平均値	<b>4.0</b>	154.9	27.8	0.0	14.6	4.6	16.2	4.6	0.0	0.0	11.5
	中央値	<b>3.0</b>	90.0	30.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0

〈訪問当日〉		総時間	ア	イ	ウ	エ	オ	カ	キ	ク	ケ	コ
			事前書 面確認	前回指 導確認	見学	人員 基準	運営 基準	報酬 算定	指導 整理	講評	結果 整理	通知 作成
全体	平均値	<b>10.2</b>	0.1	1.0	61.0	97.1	161.5	154.8	51.0	36.4	2.4	0.0
	中央値	<b>9.0</b>	0.0	0.0	60.0	80.0	120.0	100.0	40.0	30.0	0.0	0.0
G㉔	平均値	<b>9.1</b>	0.0	0.0	48.9	91.5	161.6	127.0	40.6	30.9	1.4	0.0
	中央値	<b>8.0</b>	0.0	0.0	40.0	70.0	120.0	80.0	30.0	20.0	0.0	0.0
G㉕	平均値	<b>11.1</b>	0.2	1.9	67.6	101.6	159.9	180.5	59.9	40.6	2.4	0.0
	中央値	<b>10.0</b>	0.0	0.0	60.0	80.0	120.0	120.0	40.0	30.0	0.0	0.0

〈事後〉		総時間	ア	イ	ウ	エ	オ	カ	キ	ク	ケ	コ
			事前書 面確認	前回指 導確認	見学	人員 基準	運営 基準	報酬 算定	指導 整理	講評	結果 整理	通知 作成
全体	平均値	<b>4.6</b>	0.0	0.4	0.0	0.8	0.4	0.1	34.5	1.4	142.9	92.6
	中央値	<b>2.5</b>	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	60.0	60.0
G㉔	平均値	<b>4.2</b>	0.0	0.9	0.0	1.8	0.9	0.2	10.9	1.4	140.9	88.8
	中央値	<b>3.0</b>	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	60.0	60.0
G㉕	平均値	<b>4.8</b>	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	57.3	1.6	123.0	99.9
	中央値	<b>3.0</b>	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	60.0	60.0

## II ヒアリング調査

アンケート調査の回答データを参照しつつ、業務量（業務別の投入時間）に関するアンケート回答の補足の他、効果的な実地指導のあり方（実施率の向上と質の担保との関係等）、また、実地指導の効果・指標等についてヒアリング調査を行った。

### 1 調査対象自治体、調査時期

調査対象自治体	6自治体（都道府県3、指定都市2、中核市1）
調査時期	平成30年1月から3月上旬

### 2 ヒアリング調査内容の整理

ヒアリング調査の主な内容について、設問項目ごとに整理する。

#### (1) 実地指導の効率的実施について

効率的に実地指導を行うため、一定の実施率を確保するため、については、以下のような取り組みや考え方を伺うことができた。

- ▶ 方針として、2～3年等に1回実施する計画を立てて遂行
- ▶ 通報や苦情による計画外の実地指導は計画の合間に実施
- ▶ 報酬や運営などの内容によって専任者を決めて特化
- ▶ 現場で指導項目や内容について簡素化・省略するのは難しい
- ▶ 他部署と連携は、内部のスケジュール調整が難しく、指導の効率をかえって低下

#### 【主なヒアリング内容】

- 
- ◎ 県の実施方針としては、特養2年に1回、通所3年に1回、短期入所2年に1回、居宅介護支援2年に1回、その他4年に1回といった実施計画を立て、出先機関を含めてそれを着実に遂行することとしている。
  - ◎ 出先機関では全体方針に沿って計画を立てるが、保育関係の指導も行っているため、機関ごとの人員体制、保育の指導との兼ね合い等の個別事情から、実地指導の実施状況については濃淡があるが、実績が計画を大きく下回ることはなく実施できている。
  - ◎ 方針は年度ごとに立てている。実施方針ということで立ててやっているが、そもそも要綱で、介護保険の事業所であればおおむね3年に一度は実地指導に入る。障害であれば、毎年おおむね全体の3割として、概ね同じようなペースで回っている。
-

- 
- ◎ 基本的に3年に1回だが、前回の結果が思わしくなかったので2年続けていくとか、そういうところはあらかじめ計画の中に入れてしまう。ただ、事故や虐待、告発とかいろいろ情報提供があって、これは計画に入っていないけれども行かなければいけないというのは、それ以外で対応するようにはしている。
  - ◎ 通報・苦情がある場合など、予定外の指導については、計画の合間に行っている。
  - ◎ 時間外等の個人の対応の範囲で予定外部分は吸収しているのが実情。
  - ◎ 実施率は結局のところ出勤日数なので、日数を倍にしないと実施率は上がらない。
  - ◎ 当日の確認は、報酬や運営などの内容によって専任者を決めて特化して行うことが効率的である。
  - ◎ 出先機関では、他部署と連携（専門職の共有・兼務）する取組もあるが、内部のスケジュール調整が難しく、指導の効率をかえて低下させることもある。連携よりも、専任配置して、連携・調整なく、特化して担当していくなども効率的実施に寄与する。
  - ◎ 当日時間の省時間の工夫として、事前の提出書面や自己点検表、また、前回指導内容を確認し、当日の確認点を絞って実施する。
  - ◎ 事前の準備によって、当日の指導内容を予め整理して、あたることで全体の省時間化、指導の質の向上につながる。（当日の指導内容を「前回の指導・指摘部分の改善の確認」と整理）
  - ◎ 施設を見る職員と居宅に行く職員を完全に分けている。サービスの種類も多いし、加算もそれぞれ違うので、専門的に分けることによって短い時間で見られる。
  - ◎ 加算の確認のために、不要な書類を出してという時間は非効率である。この加算にはこれとこれが必要になると、指導する側も事業者側も分かっていたら、ここにかかる時間は大幅に減らせるだろう。
  - ◎ 複雑化している報酬改定のタイミングでは、対応できているかの確認をしなければならない要請もある。（報酬の過誤などは期間が長くなるほど返還額が大きくなり経営に影響してしまう）

（実施率向上のために考える工夫）

- ◎ 社会福祉法改正による法人検査のタイミングが変わったので、実地指導もそれに合わせる。つまり、優良法人については検査期間を延ばすことができるので、指導頻度に濃淡をつけることはあり得る。
  - ◎ 指導内容に濃淡をつけて、報酬関係は改定ごとになるように重点化するなども可能性としてはある。ただし、指導は全体をみないと確認できないという部分もあり、全体を見ざるを得ない実態もある。
  - ◎ 2回続けて行って2回とも指摘がないようなところは、しっかりやっているという判断ができる。そういう事業所は、次の指導ではもう少し緩くてもいいのではないかと思う。基本的にはさらっと見て大丈夫だなという判断ができる。しかし、実際には一通りご用意いただかなければいけない。事前提出資料を用意していただいたり、当日資料をいただいたりという負担を、お互いにもうちょっと何とかできればいいと思う。
  - ◎ 実地指導に行けば一通りのことは見なくてははいけないが、例えばそれが“この部分のみ”などのピンポイントで行くとどうなるのかなというはある。今年はこれだけを見て、その分たくさん数を行くとか、そういうやり方も可能なのかなと思う。
-

## (2) 実地指導の質の確保について

実地指導の量的側面（実施率）との両輪となる質の確保については、以下のような現状や考え方を伺うことができた。

- ▶ 指導担当者の認識・スタンスの共有、知識等の平準化が重要
- ▶ 他の部署への照会などは時間を要するため、部署の人員の知識・経験の底上げを重視
- ▶ 確認・指摘だけでなく、実地指導を通じた運営管理にかかる教育的側面が重要

### 【主なヒアリング内容】

- 
- ◎ 毎週曜日を決めて担当者の全体ミーティングの日を決め、そこで解決できないような、初めて指導することか、なかなか過去に事例がないようなことがあれば、そこで議論するような場になっている。お互いの認識統一とか知識の平準化という部分で、そこら辺ではある程度コミュニケーションをとる中でやっている。
  - ◎ 指導に行く人によって指導する内容が変わってはまずい。県の立場で実地指導に行っている。そこをならしていくには認識を統一していかなければいけない。部署内の近い席でも情報共有は行いが、やはり全体で話す機会は大事だと思う。
  - ◎ 他の部署等に照会していると時間がどうしてもかかる。指定担当課に相談したり、国に確認したりとなるよりも、「この間、ここでこういう事例あった」と、部署内での経験を持ち寄って話ができる。1 件の指導の結果整理のところにあたるかもしれないが、そのかかる時間は、あまり余分な時間がかかっていないような気がする。
  - ◎ 専門部署、専任者による効率的な実施は、指導の質的な面で弊害も予想される。事業所や先方担当者の立場や性格、運営実態を踏まえた指導を行うことも重要と考えている。（適正な運営が担当者の対応に影響されている現状からは、画一的な効率重視の指導より、柔軟・個別対応の指導が適している面もある）
  - ◎ 年間に新しく異動で来る職員は 2～4 人だけれども、前年度からいる職員が主になって、できるだけ勉強会をサービス種別ごとにするようにしている。新しく来た方に 1 回は第三者的な立場で実地指導にもついてきてもらい、現場を見て、このときはこういう書類を見るというようなことで、まさに OJT によるスキルアップを図っている。
  - ◎ 指導内容が粗いものとなると、結局通報につながってしまう。計画以外の実地指導のきっかけは、結局もともと通報からスタートするところもたくさんあるので、利用者も当然勉強されていたり、いろんなご家族の方とかもいたりするので、ある意味では指導も一つの未然防止にはなっているのかなと思うところはある。
-

### (3) 実地指導の効果、効果測定について

実地指導の対象事業所数と実施体制のアンバランスが課題となる中で、実地指導の効果（個別的効果、全体的効果）については、以下のような現状や考え方を伺うことができた。

- ▶ 指導の効果は、施設・事業所の改善（指摘の減少等）といった個別的なものになる
- ▶ 指摘項目が少ないことをもって全体を“良”とすれば、指導の本来的な目的と相反する
- ▶ 管内全域の全体的な効果を測る指標等を独自に設定するのは難しい
- ▶ 通報事案の減少や改善状況の管理など、現場感覚に即した指標が求められる

#### 【主なヒアリング内容】

- 
- ◎ 居宅系は規模が小さいところでやっているので事業運営・管理のレベルに差がある。基準の解釈等を正確に分かった中でやっているのかどうかに差がある。新規指定の場合は翌年度必ず行くので、そこできちんと指導することによって、今後同じような基準違反はないという形にできると考えている。
  - ◎ 集団指導も全事業所を集めてやっているが、やはりホールでみんなの中で聞く話と、実際に自分がやった書類を見られながら指摘されるのでは緊張感が全然違うと思う。
  - ◎ 指導の効果は、指導通知の件数や比率、返還額など量的な指標はあるが、それをもって効果とは言い難い。
  - ◎ 個別の指導の効果は担当者ベースの把握にとどまる。（過誤が是正された、次回の指導の際に指摘が少なくなったなど）
  - ◎ 指導の効果測定は、県全体の変化（返還額の減少）、事業所ベースの変化（指摘事項の減少）、どの部分・項目の数値や変化（全項目／重点項目）を指標とするかが十分に検討されることが必要だろう。
  - ◎ 指導の効果は、どうしても個別の施設なら施設、事業所なら事業所に対するものがメインになっている。
  - ◎ 現状では、改善報告を求めて、それを結構しつこく何度もやりとりしながら、終わった後もやるような形をとっている。できるだけそこで全部直してもらって、次につなげようというのはあるのだが、確かに時系列にその効果を見ているかという、正直言ってそういうスパンでは見ていないのが実際のところである。
  - ◎ ケアプランなどについて、極端な話、もう全然つくってさえないところもあつたりする。そうすると、次の指導では、作成してはいるけれどもプロセスをきちんと踏んでいなかった、など、指摘する質も変わっていく。実地指導を定期的に繰り返すことにより、施設・事業所がレベルアップすれば、より高度なものを求めていく部分がある。単純に件数の比較だけで果たして効果を測定しているのかというような意見も実際ある。
-

### Ⅲ まとめ

アンケート調査の結果、および、ヒアリング調査での補足等を踏まえて、「効果的・効率的な実地指導の方法等」に関する現状と課題について、以下の通りまとめる。

#### 1 実地指導の効率的な実施について

---

〈調査結果より〉

- ▶ 効率的な実地指導を行うため、対象事業所選定、確認項目、実施体制、実施方法の各面において、ほとんどの自治体で、多くの取り組みや工夫が行われていた。昨年度実績別では、必ずしも実施率の高い自治体で多くの取り組みや工夫が行われておらず、実施率の低い自治体に共通する取り組みもみられた。
- ▶ 実施率は 1 人あたり対象事業所数と一定程度の関係性にあり、1 人あたり対象事業所数の多少により、取り組みや工夫にも差異がみられた。
- ▶ 実地指導の業務別の業務量（時間投入量）の実態は、「事前書面確認」、「運営基準に係る確認」、「報酬算定にかかる確認」、「結果整理」に多くの時間が充てられていた。昨年度実績別では、事前・当日・事後の時間配分や「報酬算定にかかる確認」に要する時間について、実施率による 3 グループ間に有意な差異がみられた。
- ▶ 訪問出動の実態では、居宅サービス事業所単独で実施されるパターンが多く、1 回の訪問出動で 2 事業所以上を指導するパターンは相対的に少ないことが分かった。昨年度実績別では、実施率の高い自治体で特にその傾向が強くみられた。

〈考察〉

- ◎ 実地指導を効率的に実施し、実施率を上げる（多くの施設・事業所に対して実地指導に入る）ことについては、様々な取り組み・工夫が行われているものの、実施率の実績に必ずしも寄与していないものもあった。（特になにもしていない、とした回答の自治体の実施率が高いケースも少なからずあった）
- ◎ 現状で高い実施率となっている場合、自治体の実地指導の方針として、少なくとも事業所の更新期間内の数年に 1 回の決めで実地指導を行う計画、1 人あたり対象事業所数を適当な水準とする体制を確保に拠るところが大きい。
- ◎ 実地指導について、指導にかかる時間の短縮化を図るために、確認範囲や項目等について現場の判断で重点化や簡素化することは、実地指導の質の確保の面でも、現状の体制面でも容易ではない。よって、現状の実地指導の業務内容や守備範囲（老人福祉法に基づく指導監査との役割分担など）について、実地指導業務の時間短縮に資する形での見直しや柔軟対応の提示も検討の余地がある。

- ◎ また、対象事業所の選定についても、全体効率化に資するルール化、例えば、2 回連続で一定水準の運営が確保されている場合には、原則として次回指導までの期間を長期にできる、などは可能なのではないかと考える。
- ◎ 効率的な実地指導には、指導業務担当者の力量が大きく影響していることは、ヒアリング調査からも明らかであり、現場における担当者の知識向上や平準化は重視されていた。今後、一般市町村において実地指導業務が多くなる点に鑑みれば、より実効性のある支援ツール等の提供など、国や都道府県等からの更なる支援が必要であろう。

## **2 実地指導の効果、効果測定について**

---

〈考察〉

- ◎ 実地指導の効果については、個別の施設・事業所ごとの効果として、指摘項目の改善状況や次回指導時の運営状況等をもって考える面と、当該自治体に所在する施設・事業所の全体状況として、指摘事項が少ない事業所の割合が高いことや通報等の件数の減少等をもって考える面がある。
- ◎ 実施率等で示される実地指導の効率性ととともに、実地指導の現場では、事業所等の適正な運営を支援するという本来的な要請もあり、両輪の課題として、ミクロの効果（個別の事業所ごとの改善効果）とマクロの効果（事業所全体の運営向上）を測定する指標を検討する必要がある。
- ◎ 今年度の事業において実施したアンケート調査では、平成 28 年度の実績調査結果も用いながら、実施率、1 人あたり対象事業所数と実地指導の実態の関係を整理した。実施率と 1 人あたり対象事業所数の二次元プロットでは、自治体が現在位置から、どの方向に移動していくか（実施回数を増やす、体制を充実させる）、そのためにどう取り組むか、の検討のスタート地点の確認ができる。
- ◎ 一方で、アンケートの記述回答やヒアリング調査においては、実地指導の質の確保・効果測定のあり方についても示唆を得た。実地指導の現場の要請に鑑みれば、効率性ととともに、質の確保・効果性という実地指導の本来的な役割（施設・事業所の適正な運営の確保とサポート）である“三次元目”の要素も合わせて、国としての実効性ある支援の提示が急務であろう。

介護保険サービス事業所等への実地指導の実態等に関するアンケート調査

Q1 実地指導業務の効率的な実施について

ここ数年、実地指導の対象施設・事業所の増加に伴い、「概ね6年(更新期間)に1回」という実施頻度の目安を保持することが困難な状況が聞かれます。そこで、実地指導の効率的な実施の観点から、下記(1)～(4)の設問について、あてはまるもの全てに○を付けて下さい、お願いします。

(1) 実地指導の **対象の選定** について、あてはまるもの全てに○を付けて下さい。(複数回答)

<input type="checkbox"/>	前回の指導結果によって指摘事項が多かった事業所等を優先している
<input type="checkbox"/>	前回指導から期間が空いている事業所等を優先している
<input type="checkbox"/>	同時に複数事業所に対して実地指導を実施できる事業所等を優先している
<input type="checkbox"/>	集団指導を欠席した事業所等を優先している
<input type="checkbox"/>	利用者の多い(運営規模の大きい)事業所等を優先している
<input type="checkbox"/>	年度によって重点化するサービス種類の事業所等を優先している
<input type="checkbox"/>	給付適正化システムの結果から要確認事業所等を優先している
<input type="checkbox"/>	その他

<input type="checkbox"/>	特にを行っているものはない
--------------------------	---------------

(2) 実地指導の **確認項目** について、効率的な実地指導のために行っているもの全てに○を付けて下さい。(複数回答)

<input type="checkbox"/>	事前の書面確認を増やし、訪問当日の確認項目を軽減している
<input type="checkbox"/>	確認項目について、一律に重点化や簡素化している
<input type="checkbox"/>	他の指導や届出等で把握できる重複項目を省略している
<input type="checkbox"/>	事業所等の特性に応じて確認項目を変えて(重点化・簡素化)している
<input type="checkbox"/>	訪問当日にチャックする利用者ごとの書面について、抽出確認としている
<input type="checkbox"/>	その他

<input type="checkbox"/>	特にを行っているものはない
--------------------------	---------------

(3) 実地指導の **実施体制** について、効率的な実地指導のために行っているもの全てに○を付けて下さい。(複数回答)

<input type="checkbox"/>	指導業務の内容(事前通知、訪問、結果集約など)によって、専任者を配置している
<input type="checkbox"/>	施設・居宅の別、サービス種類別などによって、部署や担当を専任化している
<input type="checkbox"/>	介護保険の指導監督業務に特化した専任部署・体制で行っている
<input type="checkbox"/>	関連部署と連携(人員の融通・相互応援)を行っている
<input type="checkbox"/>	指導業務の内容(事前通知、訪問、結果集約など)に応じて、外部機関への委託を行っている
<input type="checkbox"/>	研修の強化・自己学習の奨励など、職員の技量向上を行っている
<input type="checkbox"/>	その他

<input type="checkbox"/>	特にを行っているものはない
--------------------------	---------------

(4) 実地指導の **実施方法** について、効率的な実地指導のために行っているもの全てに○を付けて下さい。(複数回答)

<input type="checkbox"/>	複数の事業所等を同時・同日実施できるようスケジュール調整している
<input type="checkbox"/>	集団指導や日常の情報提供の充実させている(実地指導の内容を軽減している)
<input type="checkbox"/>	訪問当日の業務を効率的にするため、できる限りの複数担当者で訪問している
<input type="checkbox"/>	部署内でスムーズに実施するためのマニュアルや手順書を独自に整備している
<input type="checkbox"/>	その他

<input type="checkbox"/>	特にを行っているものはない
--------------------------	---------------

Q2 実地指導業務の実態について

1回の訪問(実地指導のための出勤)における対象事業所のパターン (以下で具体的なサービス種別や組合せを設定)
ごとに、①訪問前・当日・訪問後のどのタイミングで、②どの業務に、③どのくらい時間を投入しているか、について、以下の【回答方法】、【回答例】をご参照の上、通常の業務の流れ、平均的な時間(分)にて、ご回答をお願いします。

【回答方法】

- 手順① 設問で設定されている実地指導の対象事業所のパターン (居宅サービス単独=通常規模の通所介護 など)を確認
手順② ①1回の実地指導について、「実施指導前日」「実施指導訪問当日」「実地指導後」に分け、
③回答欄右にある【業務の凡例】から、前/当日/後のどのタイミングで、どの業務を行うかを割り振り(記号選択)、
④それぞれの業務に投入する(充てている)おおよその時間(10分単位)を回答して下さい。(数値入力)。
手順③ 業務実態調査の回答について、補足説明がある場合には、回答欄下部にある枠に記入して下さい。

- 注1) 業務の割り振りや投入時間は、設定の事業所に対して通常の実地指導を行う一般的な場合を想定して回答して下さい。
注2) 【業務の凡例】にある全てを、いづれかに必ず振り分けなければなりません。
注3) 複数の事業所等の実地指導を行う場合は、1事業所ごとに分けて、1回の訪問においてかかった時間の合計で回答して下さい。
(1人の担当者が同じ業務に、A事業所30分、B事業所20分かかった場合は50分とする)
注4) 実地指導前、実地指導後の業務は複数の担当者で行った場合でも、合計で回答して下さい。
注5) 実地指導当日に複数の担当者が訪問する場合、担当者ごとに「業務」と「時間」を回答して下さい。
(同じ業務を2人で行った場合は、それぞれの対応時間を担当者別に回答する)
注6) 実地指導当日の各担当者の投入時間(実時間)の合計は、必ずしも業務時間(実時間)と一致する必要はありません。

【回答例】 居宅サービス単独 (1事業所) について、訪問当日に3人の担当者で実地指導を行う場合

実地指導前

- ① 業務時間(実時間) 2 時間程度
② 業務別の投入時間

Table with 2 columns: 業務, 時間(分). Rows include 7, 60 and 1, 50.

【業務の凡例】
ア) 事前提出書面の確認
イ) 前回指導内容の確認
ウ) 施設・事業所見学
エ) 人員基準にかかる確認(書面確認、ヒアリングなど)
オ) 運営基準にかかる確認(書面確認、ヒアリングなど)
カ) 報酬算定にかかる確認(書面確認、ヒアリングなど)
キ) 指導内容の整理
ク) 講評
ケ) 結果の整理
コ) 通知書等の作成

実地指導当日

- ① 業務時間(実時間) 3 時間程度 (訪問当日の所要実時間を記入。複数人の場合でも延べ時間としないで下さい)
② 業務別の投入時間 (複数の担当者で対応する場合は担当者ごとの業務内訳を回答して下さい)

Table with 5 columns: 担当①, 担当②, 担当③, 担当④, 担当⑤. Rows include 7, 30, 30, 40, 60, 70, 70, 50.

【実施パターン①】 居宅サービス単独の場合 → 通所介護事業所 への実地指導

通所介護事業所(通常規模)(1事業所単独)を対象に実地指導を行うことを想定して、訪問前・当日・訪問後の業務について、「どの業務」に、「どの程度の時間の時間がかかったか」を記号と数値(分)で回答して下さい。

実地指導前

- ① 業務時間(実時間) [ ] 時間程度
② 業務別の投入時間

Table with 2 columns: 業務, 時間(分). Rows 1-5.

【業務の凡例】
ア) 事前提出書面の確認
イ) 前回指導内容の確認
ウ) 施設・事業所見学
エ) 人員基準にかかる確認(書面確認、ヒアリングなど)
オ) 運営基準にかかる確認(書面確認、ヒアリングなど)
カ) 報酬算定にかかる確認(書面確認、ヒアリングなど)
キ) 指導内容の整理
ク) 講評
ケ) 結果の整理
コ) 通知書等の作成

実地指導当日

- ① 業務時間(実時間) [ ] 時間程度 (訪問当日の所要実時間を記入。複数人の場合でも延べ時間としないで下さい)
② 業務別の投入時間

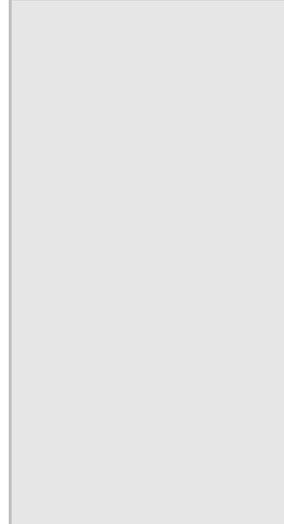
Table with 5 columns: 担当①, 担当②, 担当③, 担当④, 担当⑤. Rows include 業務, 時間(分), 業務, 時間(分), 業務, 時間(分).

実地指導後

- ① 業務時間(実時間) [ ] 時間程度
② 業務別の投入時間

Table with 2 columns: 業務, 時間(分). Rows 1-5.

業務量回答記入に関する補足説明等
(必要に応じて、回答に関する補足を記入して下さい)



Q3 実地指導の実施状況について

平成28年度1年間の実地指導の訪問回数※1)について、対象となつた施設・事業所の(ターン)※2 (1回の訪問で実施する事業所数の組み合わせのターン) 別に、ご回答をお願いします。

月ごとの訪問出動回数	H28.4	H28.5	H28.6	H28.7	H28.8	H28.9
1回の出動(訪問)での対象事業所のターン(組合せ)						
①/居宅サービス単独						回
②/居宅介護支援単独						回
③/複数の居宅サービス						回
④/施設サービス単独						回
⑤/施設サービスおよび居宅サービス						回
⑥/その他(上記に当てはまらない場合)						回

月ごとの訪問出動回数	H28.10	H28.11	H28.12	H29.1	H29.2	H29.3
1回の出動(訪問)での対象事業所のターン(組合せ)						
①/居宅サービス単独						回
②/居宅介護支援単独						回
③/複数の居宅サービス						回
④/施設サービス単独						回
⑤/施設サービスおよび居宅サービス						回
⑥/その他(上記に当てはまらない場合)						回

※1 対象とした事業所・施設の数ではなく、1つの拠点への出動(訪問)の回数として考えて下さい。  
(例えば、1日のうち午前と午後で異なる2つの拠点を訪問する場合は、それぞれを1回と数えて下さい)

※2 対象の施設・事業所のターン(組合せ)は、以下の例や説明を参照して下さい。

- ① **居宅サービス単独**：1訪問で通所介護1事業所、訪問看護1事業所など、1つの事業所を対象とする実地指導  
(介護予防サービスは、介護予防サービスのみの事業所の場合を除き、別に数えないこととします)
- ② **居宅介護支援単独**：1訪問で1つの居宅介護支援事業所(ケアマネ事業所)を対象とする実地指導
- ③ **複数の居宅サービス**：1訪問で2事業所以上の居宅サービス(地域密着型サービスを含む)を対象とする実地指導  
(居宅介護支援を含みます。特定施設等の居宅サービスは含みません)
- ④ **施設サービス単独**：1訪問で介護保険施設(特定施設等の居住系施設を含む)など、1つの施設を対象とする実地指導  
(特定施設等の居住系サービスを含みます。サービス付高齢者向け住宅は含みません)
- ⑤ **施設サービスおよび居宅サービス**：事業所数を問わず、1訪問で介護保険施設と居宅サービス事業所を対象とする実地指導

Q4 ご意見

効率的な実地指導の実施に関して、ご意見等あれば自由にご記入をお願いします。

質問は以上です。ご協力、誠にありがとうございました。

回答自治体名

都・道・府・県 / 市

(平成28年度の介護保険指導実地調査結果との実合のため、必ずご記入をお願いします)

介護保険サービス事業所への実地指導の実態等に関するアンケート調査

Q1 実地指導の人員体制および実施状況について

(1) 実地指導を行う 職員の数 について回答して下さい。

本庁の職員  人

出先機関 <sup>※1</sup>  人

事務受託法人 <sup>※2</sup>  人

※1 出先機関(支所等)で事務している場合、その出先機関において担当される職員数を記入して下さい。

※2 介護保険法24条の2「指定市町村事務受託法人に委託している場合、その法人において担当される職員数を記入して下さい。」

(記入上のご注意)

- 実際に、事業所へ赴いて「実地指導」を行う職員数を回答して下さい。
- ※文書指導のみ、また、集団指導の業務だけを「実地指導」は除きます。
- 基本的に、指導担当課・室に「実地指導員」、「実地指導員補助者」として配置されている職員数を回答して下さい。
- ※サービス種類によって、指導担当課・室と異なる部署が担当する場合は、異なる課・室であっても含めて下さい。
- 年度を通して実地指導計画に沿って定期的\*に実地指導を行っている(予定されている)職員数を回答して下さい。
- \*臨時、突発的に実地指導を行う職員は含みません。
- \*繁忙期のみ実地指導を行う職員でも、年度計画に沿っている場合は含めて下さい。
- \*結果的に実地指導がなかった場合でも、本来、実地指導を行うべき職員数を回答して下さい。
- 上記に該当すれば、雇用形態(嘱託、非常勤等)は問いません。
- 雇用形態、業務等にかかわらず、人数は整数で回答して下さい(常勤換算等の必要はありません)。

(2) 平成28年度の事業所に対する 指導の実施状況 について回答して下さい。

	対象事業所数	実地指導	
		計画上の事業所数	実施した事業所数
① 定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所			
② 指定夜間対応型訪問介護事業所			
③ 指定認知症対応型通所介護			
④ 指定小規模多機能型居宅介護			
⑤ 指定認知症対応型共同生活介護事業所			
⑥ 指定地域密着型特定施設入居者生活介護事業所			
⑦ 指定地域密着型介護老人福祉施設入居者生活介護事業所			
⑧ 指定看護小規模多機能型居宅介護事業所			
⑨ 指定地域密着型通所介護事業所			
⑩ 指定介護予防支援事業所			

(記入上のご注意)

- 「対象事業所数」：年度当初における事業所数を回答して下さい。
- 「実施した事業所数」：同一年度内に実地指導を行い結果通知の送付後に、再び同一事業所に実地指導を行った場合には、それぞれカウントして下さい。

Q2 実地指導業務の実態について

1回の訪問(実地指導のための出勤)において、①訪問前、当日、訪問後のどのタイミングで、②どの業務に、③どのくらい時間を投入しているか、について、以下の【回答方法】、【回答例】をご参照の上、通常の業務の流れ、平均的な時間(分)にて、ご回答をお願いします。

【回答方法】

- 手順① 設問で設定されている実地指導の対象事業所(地域密着型通所介護)に対して実地指導を行う場合を想定し、
- 手順② ①1回の実地指導について、「実施指導前」、「実施指導当日」、「実施指導後」に分け、
- ① 回答欄右にある「業務の凡例」から、前/当日/後のどのタイミングで、どの業務を行うかを割り振り(記号選択)し、
- ② それぞれの業務に投入する(充てている)おおよその時間(10分単位)を回答して下さい(数値入力)。
- 手順③ 業務実態調査の回答について、補足説明がある場合には、回答欄下部にある枠に記入して下さい。

注1) 業務の割り振りや投入時間は、設定の事業所に対して通常の実地指導を行う一般的な場合を想定して回答して下さい。

注2) (業務の凡例)にある全てを、いづれかに必ず割り振らなければならないことはありません。

注3) 実地指導前、実地指導後の業務は複数担当で行う場合でも、合計で回答して下さい。

注4) 実地指導当日に複数の担当者が訪問する場合、担当者ごとに「業務」を「時間」を回答して下さい。  
(同じ業務を2人で行った場合は、それぞれの対応時間を担当者別に回答する)

注5) 実地指導当日の各担当者の投入時間④の合計は、必ずしも業務時間(実時間)⑤と一致する必要はありません。

【回答例】 訪問当日に2人の担当者で実地指導を行う場合

実地指導前

① 業務時間(実時間)  時間程度

② 業務別の投入時間

業務	時間(分)
①	60
②	50
③	
④	

(業務の凡例)

- ア) 事前提出書面の確認
- イ) 前回指導内容の確認
- ウ) 施設・事業所見学
- エ) 人員基準にかかる確認(書面確認、ヒアリングなど)
- オ) 運営基準にかかる確認(書面確認、ヒアリングなど)
- カ) 報酬算定にかかる確認(書面確認、ヒアリングなど)
- キ) 指導内容の整理
- ク) 講評
- ケ) 結果の整理
- コ) 通知書等の作成

実地指導当日

① 業務時間(実時間)  時間程度

② 業務別の投入時間(複数担当の場合は担当者ごとの業務内訳を回答して下さい)

	担当①		担当②		担当③	
	業務	時間(分)	業務	時間(分)	業務	時間(分)
①	ウ	30	エ	30		
②	オ	60	カ	70		
③	ク	30	キ	30		
④						

地域密着型通所介護事業所 への実地指導

地域密着型通所介護事業所（1事業所単独）を対象に実地指導を行うことを想定して、訪問前・当日・訪問後の業務について、「どの業務に、「どの程度の時間がかったか」、を記号と数値(分)で回答して下さい。

実地指導前

- ① 業務時間(実時間)
- ② 業務別の投入時間

業務	時間(分)
①	
②	
③	
④	
⑤	

(業務の凡例)

- ア) 事前提出書面の確認
- イ) 前回指導内容の確認
- ウ) 施設・事業所見学
- エ) 人員基準にかかる確認 (書面確認、ヒアリングなど)
- オ) 運営基準にかかる確認 (書面確認、ヒアリングなど)
- カ) 報酬算定にかかる確認 (書面確認、ヒアリングなど)
- キ) 指導内容の整理
- ク) 講評
- ケ) 結果の整理
- コ) 通知書等の作成

実地指導当日

- ① 業務時間(実時間)
- ② 業務別の投入時間

業務	担当①		担当②		担当③		担当④		担当⑤	
	時間(分)	業務								
①										
②										
③										
④										
⑤										
⑥										
⑦										

実地指導後

- ① 業務時間(実時間)
- ② 業務別の投入時間

業務	時間(分)
①	
②	
③	
④	
⑤	

業務量回答記入に関する補足説明等  
(必要に応じて、回答に関する補足を記入して下さい)

Q3 ご意見

効率的な実地指導の実施に関して、ご意見等あれば自由にご記入をお願いします。

質問は以上です。ご協力、誠にありがとうございました。

自治体名

市・区

---

平成 29 年度 厚生労働省老人保健事業推進費補助金  
(老人保健健康増進等事業分)

**効果的・効率的な実地指導の方法等に関する調査研究事業  
報告書**

実施主体：合同会社 HAM 人・社会研究所

平成 30 年 3 月

禁無断転載

---